

**厚生労働省における事後評価の実施に関する計画
(平成21年度)**

**平成21年3月31日
厚生労働大臣決定**

厚生労働省における事後評価の実施に関する計画 (平成21年度)

目 次

第1 はじめに

第2 計画期間

第3 政策体系及び評価予定表

第4 事後評価の対象としようとする政策及び評価の方法

第5 事後評価の実施

第6 社会保険庁の実績評価

第7 学識経験を有する者の知見の活用

第8 評価結果の政策への反映状況の公表

第9 その他

別紙1 政策体系及び評価予定表

別紙2 平成21年度事後評価実施予定表

厚生労働省における事後評価の実施に関する計画 (平成 21 年度)

第 1 はじめに

本計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、「政策評価に関する基本方針」（平成 13 年 12 月 28 日閣議決定。平成 17 年 12 月 16 日改定。平成 19 年 3 月 30 日一部変更。以下「基本方針」という。）及び「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第 2 期）」（平成 19 年 3 月 30 日厚生労働大臣決定。平成 19 年 9 月 28 日、平成 20 年 3 月 31 日一部変更。以下「基本計画」という。）を踏まえて、平成 20 年度に実施する事後評価の対象とする政策、その評価の方法等について明らかにするものである。

第 2 計画期間

本計画の対象期間は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

第 3 政策体系及び評価予定表

基本計画第 7 の 1 の（1）のイの（イ）に規定する政策体系を構成する施策目標に係る指標、個別目標、個別目標に係る指標及び事務事業、同計画第 7 の 1 の（1）のイの（ロ）に規定する評価予定表を別紙 1 のとおり定める。

第 4 事後評価の対象としようとする政策及び評価の方法

1 本計画の計画期間内において事後評価の対象としようとする政策及びその評価の方法（法第 7 条第 2 項第 1 号の要件に該当するもの）

基本計画において規定する本計画の計画期間内に事後評価の対象としようとする政策及びその評価の方法は、別紙 2 のとおりとする。

2 政策決定後 5 年間が経過した時点で未着手のもの及びその評価の方法（法第 7 条第 2 項第 2 号イの要件に該当するもの）

該当なし。

3 政策決定後 10 年間が経過した時点で継続中のもの及びその評価の方法（法第 7 条第 2 項第 2 号ロの要件に該当するもの）

個々の公共事業であって、「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成 16 年 7 月 12 日健発第 0712003 号。以下「水道施設整備事業評価実施要

領」という。)で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの。また、評価の方法については、事業評価方式を基本とする。

4 上記1～3のほか、本計画の計画期間内において事後評価の対象としようとする政策及びその評価の方法（法第7条第2項第3号の要件に該当するもの）

本計画の計画期間内に事後評価の対象としようとする政策は、以下に掲げる政策とする。なお、①、④及び⑤については、必要に応じて政策評価官室（政策統括官付政策評価官室をいう。以下同じ。）が担当部局等（政策を所管する部局及び大臣官房の各課をいう。以下同じ。）と調整の上、これを定める。

また、これらの評価の方法については、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式のうちから適切に選択するものとする。

- ① 本計画の計画期間内において、政策体系の施策目標に係る指標のモニタリング結果や推移により評価の必要が生じた政策
- ② 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成17年3月29日内閣総理大臣決定）に基づき、総合科学技術会議において事後評価の対象とすることとされた研究開発
- ③ 個々の公共事業であって、水道施設整備事業評価実施要領で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの
- ④ 事前評価を実施した政策のうち、本計画の計画期間内において事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして評価の必要が生じたもの
- ⑤ その他国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められる政策のうち、本計画の計画期間内に見直しが必要となったもの

第5 事後評価の実施

1 政策体系の施策目標の指標のモニタリング

- (1) 政策体系の施策目標の担当部局等は、当該施策目標の指標についてモニタリングし、その結果を5月中の適切な時期に査定課（組織・定員要求を伴う政策については大臣官房人事課、予算要求等を伴う政策については大臣官房会計課をいう。以下同じ。）及び政策評価官室に提出する。
- (2) 査定課は、提出されたモニタリング結果を参考に査定を行い、組織・定員要求又は予算要求等に反映させる。
- (3) 政策評価官室は、モニタリングの結果を取りまとめ、7月末を目途に公表する。

2 実績評価方式による評価

- (1) 担当部局等は、評価対象政策に關係する部局と調整の上、原則として各施策目標ごとの指標の達成度を中心として評価を実施し、その評価結果を評価書等（法第10条に規定する評価書及びその要旨をいう。以下同じ。）

として取りまとめ、5月中の適切な時期に査定課及び政策評価官室に提出する。

- (2) 査定課は、提出された評価書等を参考に査定を行い、組織・定員要求又は予算要求等に反映させる。
- (3) 政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行うとともに、査定課の査定を経て、担当部局等による修正を加えた評価書等を取りまとめ、7月末を目途に公表する。

3 総合評価方式による評価

- (1) 評価対象政策を所管する担当部局等は、①当該政策の問題点の把握、原因の分析等がなされた時期に総合評価を、②総合評価結果を踏まえた当該政策の見直しが決定された時期に評価結果の政策への反映状況の報告等を、当該政策に関係する部局と調整の上で実施し、その評価結果等を評価書等としてとりまとめ、評価実施後速やかに政策評価官室に提出する。
- (2) 査定課は、提出された評価書等を参考に査定を行い、組織・定員要求又は予算要求等に反映させる。
- (3) 政策評価官室は、評価専担組織として、評価結果について技術的助言等を行うとともに、査定課の査定を経て、担当部局等による修正を加えた評価書等を取りまとめ、速やかに公表する。

4 事業評価方式による評価

上記2に準じ、必要に応じて政策評価官室が担当部局等と調整の上、評価を実施する。

第6 社会保険庁の実績評価

社会保険庁の平成20年度の実績評価については、社会保険庁から目標の達成状況について6月末までに報告を受け、その報告を基に、政策評価官室及び関係部局（中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項に規定する実施庁の長にその権限が委任された事務に係る政策の企画立案を担う部局をいう。）において8月末を目途に実績評価を実施し、その結果を実績評価書として厚生労働大臣名で社会保険庁長官あて通知するとともに、速やかに公表する。その際、政策評価官室は、当該実績評価書の取りまとめ及び社会保険庁長官への通知並びに公表に係る事務を担う。

第7 学識経験を有する者の知見の活用

基本計画第8の2に規定する「政策評価に関する有識者会議」を以下のとおり開催する。

開催時期	意見等聴取事項
平成21年7月を目途	実績評価書（案）等について
平成22年3月を目途	平成22年度政策評価実施計画（案）等について
その他必要に応じて開催	

第8 評価結果の政策への反映状況の公表

担当部局等は、評価結果を、新たな政策の企画立案（予算、組織・定員要求を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。また、担当部局等は、平成21年度に実施した政策評価の結果の政策への反映状況について、9月上旬を目途に政策評価官室に報告する。

政策評価官室は、それらの反映状況を取りまとめた後、9月末を目途に公表する。

第9 その他

1 政策評価の継続的改善

政策評価官室は、政策評価制度全般の改善・充実を図るため、他府省、地方公共団体等及び外国の状況に関する知識などの政策評価に関する情報を幅広く収集し、政策効果の把握の手法等の調査、研究及び開発を積極的に進めることとする。

2 職員の資質の向上

政策評価官室は、職員の資質の向上を図るため、収集した政策評価に関する知識や経験等を担当部局等に適宜提供するとともに、政策評価に関する説明会を隨時開催する。

3 本計画の改正

本計画については、厚生労働行政を取り巻く環境の変化、法、基本方針又は基本計画の変更等を踏まえ、必要に応じて改正を行うものとする。

4 厚生労働省における政策評価実施要領

本計画に定めるもののほか、事後評価の実施に関し必要な事項は、厚生労働省における政策評価実施要領に定める。

政策体系及び評価予定表

- (1) 基本目標は、厚生労働行政全般を対象として、達成すべき基本的な目標を掲げたものである。
- (2) 施策目標は、基本目標を達成するために実施する施策に関する具体的な目標を掲げたものである。
- (3) 施策目標に係る指標は、施策目標の達成状況を評価するために、可能な限り、行政の活動の結果として国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響を測るアウトカム指標を掲げ、アウトカム指標を設定することが困難な場合には、原則として、行政活動そのものや行政活動により提供されたモノやサービスの量又は利用結果等を測るアウトプット指標を掲げたものである。
- (4) 個別目標は、施策目標を達成するために実施する個々の施策に関する具体的な目標を掲げたものである。
- (5) 個別目標に係る指標は、個別目標の達成状況を評価するために、可能な限り、行政の活動の結果として国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響を測るアウトカム指標を掲げ、アウトカム指標を設定することが困難な場合には、原則として、行政活動そのものや行政活動により提供されたモノやサービスの量又は利用結果等を測るアウトプット指標を掲げたものである。
- (6) 事務事業は、施策目標又は個別目標を達成するために実施する手段としての事務及び事業を掲げたものである。
- (7) 評価予定表は、各施策目標について、本計画の計画期間内の政策評価方式を示したものである。なお、計画期間内の各年度において政策評価を実施する施策目標については、その都度実施計画においてこれを定める。

- (8) 評価に当たっては、各施策目標について、施策目標に係る指標の状況を踏まえつつ、社会経済情勢の変化等の外的要因の影響などを考慮した上で、必要に応じて定性的な観点を加え、総合的に評価するとともに、各個別目標についても、個別目標に係る指標の状況を踏まえて評価することとする。
- (9) なお、今後、具体的に評価を実施する中で、施策目標の各々の特性を十分に検証し、その評価手法について、知識・経験を蓄積するとともに、新たな手法の開発や必要な情報・データの収集など、個別目標、指標の改善に努めるものとする。

厚生労働省の使命と基本目標

厚生労働省の使命

厚生労働省は、国民一人ひとりが、家庭、職場、地域等において、持てる力を発揮し、ともに支え合いながら、健やかに安心して生涯を送ることができるよう、社会保障政策・労働政策を通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と社会経済の発展に寄与することをその使命とする。

基本目標

- I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
- II 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
- III 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
- IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
- V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること
- VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
- VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
- VIII 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
- IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
- X 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること
- X I 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること
- X II 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること

基本目標 I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること

1-1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 各都道府県の医療計画において定められた4疾病5事業に係る医療連携体制の構築率（前年度以上／毎年度）
- 2 心肺停止者の一ヶ月後の生存率・社会復帰率（前年度以上／毎年度）
- 3 周産期死亡率（前年度以下／毎年度）
- 4 無医地区の数（前年度以下／毎年度）
- 5 病院への立入検査における指摘に対する遵守率（前年度以上／毎年度）

個別目標 1 医療計画に基づく医療連携体制を構築すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 1-1 に係る指標 1 と同じ
- ・在宅で死亡する者の数（前年度以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・医療連携体制推進事業
- ・共同利用施設設置整備事業

個別目標 2 救急医療体制を整備すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 1-1 に係る指標 2 と同じ
- ・救命救急センターの設置箇所数（前年度以上／毎年度）
- ・小児救急医療支援事業の実施地区数及び小児救急医療拠点病院運営事業の実施箇所数（前年度以上／毎年度）
- ・ドクターヘリの実施箇所数（前年度以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・救命救急センター運営事業
- ・小児救急医療支援事業
- ・小児救急医療拠点病院運営事業
- ・ドクターヘリ導入促進事業

個別目標 3 周産期医療体制を確保すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 1-1 に係る指標 3 と同じ
- ・妊娠婦死亡率（前年度以下／毎年度）
- ・N I C U 及び M F I C U の病床数（前年度以上／毎年度）
- ・総合周産期母子医療センターにおける低出生体重児の取扱件数（前年度以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・総合周産期母子医療センター運営事業
- ・地域周産期母子医療センター運営事業

個別目標 4 へき地保健医療対策を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 1-1 に係る指標 4 と同じ
- ・無医地区等における医療活動日数（前年度以上／毎年度）
- ・へき地医療支援機構設置箇所数（前年度以上／毎年度）
- ・へき地医療拠点病院設置箇所数（前年度以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・へき地医療支援機構
- ・へき地医療拠点病院及びへき地診療所等の設置・運営

個別目標 5 病院への立入検査の徹底

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 1-1 に係る指標 5 と同じ
- ・病院への立入検査件数（全病院に原則年一回実施／毎年度）

【主な事務事業】

- ・医療機関行政情報システム改善事業

評価予定表

19	20	21	22	23
実績 【重】	実績 【重】	実績 【重】	モニ	実績

備考

- ・平成 21 年度重点評価課題 1
救急医療体制の整備

基本目標 I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策目標 2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること

2-1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 就業医師数（前回調査時以上／調査時）
- 2 病院勤務医師数（前回調査時以上／調査時）
- 3 就業女性医師数（前回調査時以上／調査時）
- 4 就業看護職員数（前年度以上／調査時）

個別目標 1 医師を確保すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 2-1 に係る指標 1 及び 2 と同じ

【主な事務事業】

- ・短時間正規雇用制等の導入促進事業

個別目標 2 女性医師、看護師等の離職防止、復職支援を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 2-1 に係る指標 3 及び 4 と同じ
- ・女性医師バンク再就業支援件数（前年度以上／調査時）
- ・中央ナースセンター事業再就業支援件数（前年度以上／調査時）

【主な事務事業】

- ・女性医師の復職支援センター事業
- ・中央ナースセンター事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績 【重】	実績 【重】	実績 総合 【重】	モニ	実績

備考

- ・平成 21 年度重点評価課題 2
医師養成数の増員
勤務医の過重な労働環境問題への対応
- ・平成 21 年度に実施する総合評価「医師確保対策」の評価結果の政策への反映状況を、併せて作成予定。

2-2 医療従事者の資質の向上を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 研修医の臨床研修目標達成度（前年度以上／毎年度）

個別目標 1 医師、歯科医師の臨床研修を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 2-2 に係る指標 1 と同じ

【主な事務事業】

- ・臨床研修費等補助金
- ・臨床研修等指導医養成講習会の実施

個別目標 2 医療従事者等に対する研修を充実すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・各医療従事者における講習会・研修会等の修了者人数（前年度以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・医療関係職種実習施設指導者等養成講習会の実施
- ・看護職員に対する研修会等の実施
- ・薬剤師研修等の実施

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考

基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策目標 3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること

3-1 医療情報化インフラの普及を推進すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 統合系医療情報システム（オーダリングシステム、統合的電子カルテ等）の普及率（200床以上の医療機関のほとんどに導入すること／400床以上は2008年度まで、400床未満は2010年度まで）
- 2 実証実験実施地において、社会保障カード（仮称）に関する理解を深めた者の割合（前年度以上／毎年度）

個別目標 1 医療のIT化を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 3-1 に係る指標 1 と同じ

【主な事務事業】

- ・地域診療情報連携推進事業
- ・医療情報システムの相互運用性確保のための対向試験ツール開発事業

個別目標 2 社会保障カード（仮称）に関する国民の理解を深めつつ、その実施に向けた検討をこと

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 3-1 に係る指標 2 と同じ

【主な事務事業】

- ・社会保障カード（仮称）に関する制度設計書の作成
- ・社会保障カード（仮称）に係る実証実験の実施

評価予定表

19	20	21	22	23
実績 【重】	実績 【重】	実績 【重】	モニ	実績

備考

- ・平成21年度重点評価課題3
ITを活用した医療の利便性向上
- ・個別目標2は、平成21年度から実施するため、平成22年度から評価を行うこととする。

3-2 総合的な医療安全確保対策の推進を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 医療事故情報収集・分析・提供事業の参加登録医療機関の数（前年度以上／毎年度）
- 2 医療安全対策加算届出医療機関の割合（前年度以上／毎年度）

個別目標 1 医療の質と安全性の向上を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 3-2 に係る指標 1 及び 2 と同じ
- ・医療従事者を対象とした講習会修了者数（前年度以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・医療関係職種実習施設指導者等養成講習会の実施
- ・院内感染対策の推進

個別目標 2 医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 3-2 に係る指標 1 及び 2 と同じ
- ・産科医療補償制度加入率（前年度以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・医療事故情報収集等事業
- ・診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

個別目標 3 患者、国民との情報共有と患者、国民の主体的参加の促進を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・都道府県及び保健所設置市区の医療安全支援センターの設置数（前年度以上／毎年度）
- ・二次医療圏の医療安全支援センターの設置数（前年度以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・医療安全支援センター総合支援事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績 【重】	モニ	実績	実績

備考

基本目標 I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策目標 4 国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること

4-1 政策医療を向上・均てん化させること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 国立高度専門医療センターの職員の発表論文数（掲載に専門家による審査が必要となる国際的に評価される専門的科学雑誌に掲載された科学論文）（前年度以上／毎年度）
- 2 国立高度専門医療センターのホームページへの年間アクセス数（前年度以上／毎年度）

個別目標 1 政策医療を開発・確立すること
 （独立行政法人国立病院機構で実施する政策医療の開発・確立に関する評価については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づく独立行政法人評価委員会が行う業務実績評価によるものとする。）

【主な事務事業】

- ・研究所運営事業
- ・治験推進事業
- ・大型研究事業

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
 ・施策目標 4-1 に係る指標 1 と同じ

個別目標 2 政策医療の均てん化を図ること
 （独立行政法人国立病院機構で実施する政策医療の均てん化に関する評価については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づく独立行政法人評価委員会が行う業務実績評価によるものとする。）

【主な事務事業】

- ・各種研修事業
- ・政策医療に関する情報発信事業（一般向け・医療者向け）

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
 ・施策目標 4-1 に係る指標 2 と同じ

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績 モニ 総合		モニ	実績	—

備考

- ・現在6つある国立高度専門医療センターは、「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」（平成20年法律第93号）に基づき、それぞれ平成22年度から独立行政法人へ移行する。

基本目標 I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策目標 5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること

5-1 感染症の発生・まん延の防止を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 結核患者罹患率の推移（人口 10 万人対比 18 人以下／平成 22 年度）
- 2 病原体等取扱施設の検査結果の適正割合（90%以上／毎年度）
- 3 予防接種の接種率（ポリオ・麻疹・風疹）（おおむね 95%／毎年度）
- 4 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄（国民の 45%相当量／平成 23 年度末、かつ、前年度以上／平成 20 年度・21 年度）
- 5 保健所等における肝炎検査受診者数（前年度以上／毎年度）

個別目標 1 感染症対策の充実を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 5-1 に係る指標 1 及び 2 と同じ
- ・定点医療機関の全国充足率（おおむね 100%／毎年度）
- ・感染症指定医療機関充足率（前年度以上／毎年度）（おおむね 100%を目指す）

【主な事務事業】

- ・直接服薬確認療法事業
- ・感染症発生動向調査事業
- ・感染症指定医療機関の施設整備
- ・予防接種普及啓発事業

個別目標 2 新型インフルエンザ対策を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 5-1 に係る指標 4 と同じ
- ・感染症指定医療機関充足率（前年度以上／毎年度）（おおむね 100%を目指す）（再掲）

【主な事務事業】

- ・新型インフルエンザ対策事業

個別目標 3 肝炎対策を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 5-1 に係る指標 5 と同じ
- ・肝炎インターフェロン治療受給者証交付・申請件数（10 万人／毎年度）
- ・肝疾患診療連携拠点病院の設置数（47 都道府県／平成 21 年度）
- ・肝炎対策協議会の設置数（47 都道府県／平成 21 年度）

【主な事務事業】

- ・肝炎治療特別促進事業
- ・特定感染症検査等事業
- ・健康増進事業（肝炎ウイルス健診）

評価予定表

19	20	21	22	23
実績 【重】	実績 【重】	実績 【重】	モニ	実績

備考

- ・平成 21 年度重点評価課題 4
感染症対策の充実・強化

5-2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 特定疾患治療研究事業の受給者証交付件数（前年度以上／毎年度）
- 2 ハンセン病資料館の入館者数（前年度以上／毎年度）
- 3 保健所等における H.I.V 抗体検査件数（前年以上／毎年）

個別目標 1 難病対策を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 5-2 に係る指標 1 と同じ
- ・難病情報センターホームページへのアクセス件数（前年度以上／毎年度）
- ・都道府県の難病医療拠点・協力病院数（前年度以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・難病情報センター事業
- ・重症難病患者入院施設確保事業
- ・特定疾患治療研究事業

個別目標 2 ハンセン病対策を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
 ・施策目標 5-2 に係る指標 2 と同じ

【主な事務事業】

- ・普及啓発のための教材等配布事業
- ・ハンセン病資料館の運営事業
- ・ハンセン病療養所の運営事業

個別目標 3 エイズ対策を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
 ・施策目標 5-2 に係る指標 3 と同じ
 ・新規エイズ患者報告割合（新規エイズ患者報告数／（新規HIV感染者報告数+新規エイズ患者報告数）（前年以下／毎年）

【主な事務事業】

- ・HIV検査・相談事業
- ・HIV検査普及週間の実施
- ・世界エイズデー普及啓発事業

評価予定表

19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考

5-3 適正な移植医療を推進すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 臓器提供意思登録システム登録者数（前年度以上／毎年度）
- 2 非血縁者間骨髄移植実施数（前年度以上／毎年度）

個別目標 1 臓器移植対策等を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
 ・施策目標 5-3 に係る指標 1 及び 2 と同じ

【主な事務事業】

- ・臓器移植対策事業
- ・造血幹細胞移植対策事業

評価予定表

19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考

5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 被爆者健康診断受診率（前年度同程度／毎年度）

個別目標 1 被爆者の健康の保持・増進を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
 ・施策目標 5-4 に係る指標 1 と同じ

【主な事務事業】

- ・原爆被爆者に対する手当の支給

評価予定表

19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考

基本目標 I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策目標 6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること

6-1 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 新医薬品の審査事務処理期間（12ヶ月）内に処理した割合（70%以上／平成19年度、80%以上／平成20年度）
- 2 新医療機器の審査事務処理期間（12ヶ月）内に処理した割合（90%以上／平成20年度まで毎年度）
- 3 ドラッグ・ラグの解消（2.5年短縮／平成23年度）
- 4 デバイス・ラグの解消（19ヶ月短縮／平成25年度）

個別目標 1 有効性・安全性の高い新医薬品の迅速な承認審査を推進すること

【主な事務事業】

- ・新医薬品の迅速な承認審査

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 6-1 に係る指標 1 及び 3 と同じ

個別目標 2 有効性・安全性の高い新医療機器の迅速な承認審査を推進すること

【主な事務事業】

- ・新医療機器の迅速な承認審査

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 6-1 に係る指標 2 及び 4 と同じ

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績 【重】	実績 【重】	実績	実績

備考

- ・平成21年度重点評価課題5
開発医療機器の審査迅速化

6-2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 医薬品等副作用情報収集件数（前年度以上／毎年度）
- 2 医薬品副作用被害救済給付の請求があったもののうち、標準処理期間内に支給決定等の処理が終わったものの割合（前年度以上／毎年度）

個別目標 1 医薬品等の品質確保の徹底を図ること

【主な事務事業】

- ・立入検査・指導
- ・薬事監視員の資質向上
- ・自主回収に係る情報の公開

個別目標 2 医薬品等の安全対策を推進すること

【主な事務事業】

- ・安全性情報の収集、分析、評価とその調査
- ・医薬品等の使用上の注意の改訂等
- ・安全性情報の提供

個別目標 3 医薬品副作用被害等救済制度の適正な管理を行うこと

（副作用救済給付業務等に関する評価については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づく独立行政法人評価委員会が行う業務実績評価によるものとする。）

【主な事務事業】

- ・医薬品副作用被害等救済制度の適正な管理

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 6-2 に係る指標 2 と同じ

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ 【重】	実績	モニ	実績	実績

備考

6-3 医薬品の適正使用を推進すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 医薬分業率（全国・地域別）（前年度以上／毎年度）
 2 研修・講習会等受講者数（延べ）（前年度以上／毎年度）

個別目標 1 薬局機能を強化し、医薬分業を推進するとともに医薬品の適正使用の普及啓発を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 6-3 に係る指標 1 と同じ

【主な事務事業】

- ・薬局ヒヤリハット事例収集・分析事業

個別目標 2 薬剤師研修を充実すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 6-3 に係る指標 2 と同じ

【主な事務事業】

- ・4年制卒薬剤師研修事業
- ・指導薬剤師養成事業
- ・専門薬剤師研修事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績	モニ	モニ	モニ	実績

備考

施策目標 7 安全で安心な血液製剤を安定的に供給すること

7-1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 安定供給に必要な血液量の確保率（90%以上／毎年度）

個別目標 1 健康な献血者の確保を図り、献血により安全な血液製剤が需要に応じて適切に供給されるようにするとともに、血液製剤の国内自給及び適正使用の推進を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 7-1 に係る指標 1 と同じ
- ・アルブミン製剤の供給量（前年度未満／毎年度）

【主な事務事業】

- ・献血推進基盤整備事業
- ・献血構造改革推進事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考

基本目標 I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策目標 8 保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備をすすめること

8-1 希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 医療従事者等に対する接種に用いるプレパンデミックワクチン原液約1千万人分に対する備蓄率（100%/毎年度）
- 2 インフルエンザワクチンの需要量に占める供給可能量の割合（100%/毎年度）

個別目標 1 国家買い上げ及び備蓄を実施すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 8-1 に係る指標 1 と同じ
- ・狂犬病ワクチン等の都道府県からの申請に基づく需要量に占める供給量の割合（100%/毎年度）

【主な事務事業】

- ・重要医薬品供給確保事業

個別目標 2 ワクチンの需給安定化を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 8-1 に係る指標 2 と同じ

【主な事務事業】

- ・ワクチン等国内需給安定化調査事業

評価予定表

19	20	21	22	23
実績 【重】	モニ	実績	モニ	実績

備考

基本目標 I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策目標 9 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること

9-1 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 新医薬品・医療機器の承認取得数（前年度以上／毎年度）
- 2 治験届の提出数（前年度以上／毎年度）
- 3 医薬品・医療機器産業実態調査の回答率（前年度以上／毎年度）
- 4 後発医薬品の市場規模（数量全体に占める割合（率）・金額全体に占める割合（率））（前年度以上／毎年度）
- 5 医療用医薬品に係る取引価格の妥結率（前年度以上／毎年度）
- 6 バーコード貼付率（前年度以上／毎年度）

個別目標 1 画期的な医薬品、医療機器等に係る研究開発の促進、治験環境の整備等による治癒率の向上、患者のQOLの向上を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 9-1 に係る指標 1 及び 2 と同じ

【主な事務事業】

- ・保健医療分野における基礎研究推進事業及び出融資事業
- ・治験拠点病院活性化事業
- ・治験推進助成事業
- ・治験推進研究事業
- ・政策創策総合研究事業

個別目標 2 医薬品・医療機器産業の動向を的確に把握すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 9-1 に係る指標 3 と同じ

【主な事務事業】

- ・産業情報確保対策事業
- ・医薬品等供給動向調査事業
- ・医療機器産業振興調査事業

個別目標 3 後発医薬品の使用を促進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 9-1 に係る指標 4 と同じ

【主な事務事業】

- ・後発医薬品使用促進対策事業

個別目標 4 取引慣行の改善による公正な競争を実現するとともに流通の効率化等を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 9-1 に係る指標 5 及び 6 と同じ

【主な事務事業】

- ・コード表示情報化促進事業
- ・医薬品、医療機器等流通近代化事業

評価予定表

19	20	21	22	23
実績 【重】	実績	実績 【重】	実績	実績

備考

- ・平成 21 年度重点評価課題 6
医療研究の活用

基本目標 I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策目標 10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

10-1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 各医療保険制度別における決算での総収支差が赤字である保険者数の割合
<前年度以下／毎年度>

個別目標 1 保険者の再編・統合や保険者の財政基盤の強化を通じて、医療保険財政の安定を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 各医療保険制度別における決算での総収支差が赤字である保険者数の割合
<前年度以下／毎年度>
※施策目標 10-1 に係る指標 1 と同じ

【主な事務事業】

- ・老人医療保険給付諸費
- ・国民健康保険助成費
- ・全国健康保険協会助成費
- ・健康保険組合助成費

個別目標 2 長寿医療制度を円滑に運営すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 決算での総収支差が赤字である広域連合数の割合
<前年度以下／毎年度>
○ 広域連合における保険料の収納率
<前年度以上／毎年度>

【主な事務事業】

- ・老人医療保険給付諸費

個別目標 3 保険者の適用・徴収・給付事務を適正かつ効率的なものとすること

(政府管掌健康保険の収納に関する評価については、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）に基づく社会保険庁の実施評価によるものとする。)

【主な事務事業】

- ・特別調整交付金（普通調整交付金減額解除分）

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 各医療保険制度における保険料（税）の収納率
<前年度以上／毎年度>
○ 各医療保険制度における医療費通知実施保険者数の割合
<前年度以上／毎年度>
○ 協会けんぽにおける現金給付の申請書受理から支給決定通知書到達までの期間
<事業計画に定める期間（平成20年度末を目指し2週間以内とする）／毎年度>

個別目標 4 審査支払機関の事務が適正かつ効率的なものとなるようにすること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- レセプトのオンライン化率
<前年度以上（平成23年度当初に原則オンライン化）／毎年度>
○ 社会保険診療報酬支払基金における審査支払手数料
<前年度以下（平成23年度には医科・歯科分106円程度、調剤分49円程度）／毎年度>

【主な事務事業】

- ・診療報酬情報提供サービス

個別目標 5 出産育児一時金の見直しを円滑に実施すること

- 総支払件数における直接払いによる支払件数の割合
<前年度以上／毎年度>
※ 平成21年10月より実施

【主な事務事業】

- ・安心出産育児支援補助金（仮称）

評価予定表

19 20 21 22 23

備考

・平成21年度重点評価課題 7

実績
【重】実績
【重】実績
【重】

モニ

実績

高齢者医療制度等の見直し
レセプトの電算化及びオンライン請求の普及促進
出産育児一時金の見直し

10-2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 メタボリックシンドロームの該当者・予備群の数
<前年度以下（平成24年度において平成20年度と比べて10%以上減少）／毎年度>
- 2 平均在院日数の全国平均と最短県の差
<前年度以下（平成24年度において平成18年10月と比べて1/3に縮小）／毎年度>

個別目標1 医療保険者における特定健診・特定保健指導を実施すること

【主な事務事業】

- ・ 特定健康診査・保健指導負担（補助）金

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 特定健診実施率（国保・健保）
<前年度以上（平成24年度に70%以上）／毎年度>
- 特定保健指導実施率（国保・健保）
<前年度以上（平成24年度に45%以上）／毎年度>
- 特定健診実施率（協会けんぽ）
<事業計画に定める実施率（平成20年度は54.4%）（平成24年度に70%）／毎年度>
- 特定保健指導実施率（協会けんぽ）
<事業計画に定める実施率（平成20年度は26.3%）（平成24年度に45%）／毎年度>

個別目標2 療養病床から老人保健施設等への転換を促進するとの転換の促進に関する事業

【主な事務事業】

- ・ 病床転換助成事業交付金

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 療養病床数
<前年度以下（平成24年度に約21万床（44都道府県の合算値、引き続き転換を支援しつつ整備水準を検証））／毎年度>

評価予定表

19	20	21	22	23
—	—	モニ	モニ	実績

備考

施策目標 1 1 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること

1 1 - 1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

1 市町村保健師数（前年度以上／前年度）

個別目標 1 地域保健従事者の人材確保及び資質の向上を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

・施策目標 1 1 - 1 に係る指標 1 と同じ

【主な事務事業】

- ・保健師中央研修
- ・地域指導者専門技術等研修

評価予定表				
1 9	2 0	2 1	2 2	2 3
実績	モニ	モニ	モニ	実績

備考

1 1 - 2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者・予備群の減少率（40～74歳）（男性）（10%以上／2012年、かつ、前年度以上／平成20年度・21年度）
- 2 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者・予備群の減少率（40～74歳）（女性）（10%以上／2012年、かつ、前年度以上／平成20年度・21年度）
- 3 糖尿病有病者数（1000万人／2010年、かつ、前年度以下／平成20年度・21年度）
- 4 がんの年齢調整死亡率（75歳未満）の減少率（20%／平成28年度、かつ、前年度同程度／平成20年度・21年度）

個別目標 1 健康づくり対策（栄養・食生活）を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・20歳代女性のやせの者の割合（15%以下／2010年、かつ、前年度以下／平成20年度・21年度）
- ・肥満者の割合
20～60歳代（男性）（15%以下／2010年、かつ、前年度以下／平成20年度・21年度）
40～60歳代（女性）（20%以下／2010年、かつ、前年度以下／平成20年度・21年度）
- ・成人の野菜の1日当たりの平均摂取量（35.0g以上／2010年、かつ、前年度以上／平成20年度・21年度）
- ・朝食を欠食する人の割合
中学、高校生（0%／2010年、かつ、前年度以下／平成20年度・21年度）
男性（20歳代）（15%以下／2010年、かつ、前年度以下／平成20年度・21年度）
男性（30歳代）（15%以下／2010年、かつ、前年度以下／平成20年度・21年度）

【主な事務事業】

- ・健康的な生活習慣づくり重点化事業（メタボリックシンドローム予防戦略事業）
- ・生活習慣病予防対策推進費（健やか生活習慣国民運動推進事業費）
- ・食生活改善地区組織強化費
- ・国民健康・栄養調査委託費

個別目標 2 健康づくり対策（身体活動・運動）を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・日常生活における歩数（男性）（9,200歩以上／2010年、かつ、前年度以上／平成20年度・21年度）
- ・日常生活における歩数（女性）（8,300歩以上／2010年、かつ、前年度以上／平成20年度・21年度）
- ・運動習慣者の割合（男性）（39%以上／2010年、かつ、前年度以上／平成20年度・21年度）
- ・運動習慣者の割合（女性）（35%以上／2010年、かつ、前年度以上／平成20年度・21年度）

【主な事務事業】

- ・健康的な生活習慣づくり重点化事業（メタボリックシンドローム予防戦略事業）
- ・生活習慣病予防対策推進費（健やか生活習慣国民運動推進事業費）

個別目標 3 健康づくり対策（たばこ、アルコール）を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・喫煙している人の割合
中学1年（男性）（0%/2010年、かつ、前回調査以下／平成20年度）
高校3年（男性）（0%/2010年、かつ、前回調査以下／平成20年度）
中学1年（女性）（0%/2010年、かつ、前回調査以下／平成20年度）
高校3年（女性）（0%/2010年、かつ、前回調査以下／平成20年度）
- ・分煙を実施している公共の場の割合
都道府県（100%/2010年）
政令市等（100%/2010年）
市町村（100%/2010年）
保健所（100%/2010年）
- ・分煙を実施している職場の割合（100%/2010年）
- ・飲酒している人の割合
中学3年（男性）（0%/2010年、かつ、前回調査以下／平成20年度）
高校3年（男性）（0%/2010年、かつ、前回調査以下／平成20年度）
中学3年（女性）（0%/2010年、かつ、前回調査以下／平成20年度）
高校3年（女性）（0%/2010年、かつ、前回調査以下／平成20年度）

【主な事務事業】

- ・生活習慣病予防対策推進費（健やか生活習慣国民運動推進事業費）
- ・健康的な生活習慣づくり重点化事業（たばこ対策促進事業費）
- ・たばこ・アルコール対策推進費

個別目標 4 健康づくり対策（糖尿病、循環器病）を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・定期健康診断等糖尿病に関する健康診断受診者（6,860万人以上／2010年）
- ・糖尿病検診における異常所見者の事後指導受診率（男性）（100%/2010年）
- ・糖尿病検診における異常所見者の事後指導受診率（女性）（100%/2010年）

【主な事務事業】

- ・健康的な生活習慣づくり重点化事業（メタボリックシンドローム予防戦略事業）
- ・生活習慣病予防対策推進費（健やか生活習慣国民運動推進事業費）
- ・脳卒中等対策推進費

個別目標 5 がん医療を中心としつつ、がん対策を総合的かつ計画的に推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・2次医療圏ごとのがん診療連携拠点病院の整備率（100%/平成21年度、かつ、100%/平成20年度）
- ・2次医療圏ごとの相談支援センターの整備率（100%/平成21年度、かつ、100%/平成20年度）
- ・放射線療法の実施体制を整備しているがん診療連携拠点病院の割合（100%/平成23年度、かつ、前年度以上／平成20年度・21年度）
- ・外来化学療法の実施体制を整備しているがん診療連携拠点病院の割合（100%/平成23年度、かつ、前年度以上／平成20年度・21年度）

【主な事務事業】

- ・がん診療連携拠点病院機能強化事業費

評価予定表

19	20	21	22	23
実績 【重】	モニ	実績 【重】	モニ ※ 総合	実績

備考

- ・平成21年度重点評価課題8
健康長寿
- ・個別目標1～4についての総合評価は、平成22年度から実施予定の「健康日本21」の最終評価を踏まえ実施するものとする。ただし、総合評価の実施時期は、「健康日本21」の最終評価の進捗状況、検討状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。
- ・上記総合評価結果の政策への反映状況を、併せて作成予定。

11-3 安全・安心な職場づくりを推進すること（基本目標Ⅲ施策目標2を参照）

11-4 母子保健衛生対策の充実を図ること（基本目標VI施策目標5を参照）

11-5 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること（基本目標IX施策目標3-1を参照）

基本目標 I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策目標 1.2 健康危機管理を推進すること

1.2-1 健康危機が発生した際に迅速かつ適切に対応するための体制を整備すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

1 健康危機管理調整会議の定期開催件数（月2回／毎年度）

2 健康危機管理保健所長等研修の受講者出席率（前年度以上／20年度・21年度）

個別目標 1 健康危機管理体制を整備すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

・健康危機管理調整会議の定期開催件数（月2回／毎年度）

※施策目標 1.2-1 に係る指標 1 と同じ

【主な事務事業】

・健康危機管理体制の整備

個別目標 2 地域における健康危機管理体制の確保を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

・健康危機管理保健所長等研修の受講者出席率（前年度以上／20年度・21年度）

※施策目標 1.2-1 に係る指標 2 と同じ

・健康危機管理保健所長等研修において、健康危機管理について理解が高まったと回答した受講者の割合（前年度以上/20年度・21年度）

【主な事務事業】

・健康危機管理支援ライブラリシステム事業
・健康危機管理保健所長等研修事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績	モニ	モニ	モニ	実績

備考

基本目標 II 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

施策目標 1 食品等の安全性を確保すること

1-1 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 大規模食中毒の発生件数（過去5年の発生件数の平均と同水準以下／毎年度）
- 2 許可を要する食品関係営業施設の禁停止命令を受けた施設割合（前年度以下／毎年度）
- 3 モニタリング検査達成率（100%／毎年度）
- 4 輸入食品の違反件数（前年度以下／毎年度）
- 5 ポジティブリスト制度（農薬等が一定の量を超えて残留する食品等の販売等を原則禁止する制度）の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のうち、基準の見直しを行った農薬等の数（前年度以上／毎年度）
- 6 健康食品等に関する健康被害報告数（過去5年の報告数の平均と同水準以下／毎年度）
- 7 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合（60%以上／平成22年度）

個別目標 1 食品衛生管理の高度化等、BSE対策、輸入食品等の監視指導により、食品等の安全性を確保すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標1-1に係る指標1、2、3及び4と同じ
- ・ピッキング（と畜の際、失神させた牛の頭部からワイヤ状の器具を挿入してせき臓神経組織を破壊する作業）中止率（100%/平成20年）

【主な事務事業】

- ・総合衛生管理製造過程の普及による高度衛生管理の推進
- ・食中毒危機管理対策の推進
- ・BSE検査及びピッキング中止の推進等によるBSE対策の実施
- ・輸入食品監視指導計画の策定及び実施を通じた輸入食品等の監視指導

個別目標 2 食品等に関する規格基準の設定を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標1-1に係る指標5と同じ
- ・国際汎用添加物の指定品目数（国際的に安全性が確認され、かつ汎用されている食品添加物46品目のうち安全性が確認されたものについての指定について前年度以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・ポジティブリスト制度の導入に伴い残留基準を設定した農薬等の残留基準の見直し及び新たな残留基準の設定
- ・食品添加物の指定
- ・遺伝子組換え食品の国際規格の策定

個別目標 3 虚偽誇大広告等不適正表示の防止等により、健康食品の安全対策を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標1-1に係る指標6と同じ

【主な事務事業】

- ・健康食品の虚偽誇大広告等に関する監視指導

個別目標 4 リスクコミュニケーション事業運営計画の策定及び実施を通じて、食品安全に関する施策の情報を提供するとともに国民からの意見を聴取すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標1-1に係る指標7と同じ
- ・食品安全に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「内容について理解ができた者」の割合（50%以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・リスクコミュニケーション事業運営計画の策定及び実施

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績 【重】	実績 【重】	実績 【重】	モニ 総合	実績

備考

- ・平成21年度重点評価課題9
健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための「食育」の推進
- ・平成22年度に実施する総合評価「食育推進基本計画」（仮称）の評価結果の政策への反映状況を併せて作成予定。

基本目標 II 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

施策目標 2 安全で質が高く災害に強い水道を確保すること

施策目標 1 安全で質が高く災害に強い水道を確保すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 地域水道ビジョン策定状況（前年度以上／毎年度）
- 2 新広域化率（前年度以上／毎年度）
- 3 水道普及率（前年度以上／毎年度）
- 4 水質基準適合率（100%／毎年度）
- 5 直結給水実施総戸数（前年度以上／毎年度）
- 6 基幹施設・基幹管路の耐震化率（100%／平成25年度）
- 7 渇水による水道の断滅水影響人口（前年度以下／毎年度）

個別目標 1 水道の運営基盤を強化すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 2-1 に係る指標 1 及び 2 と同じ

【主な事務事業】

- ・水道広域化施設整備事業
- ・簡易水道再編推進事業
- ・生活基盤近代化事業
- ・最適広域化計画策定等推進事業

個別目標 2 安心・快適な給水を確保すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 2-1 に係る指標 3、4 及び 5 と同じ

【主な事務事業】

- ・水道未普及地域解消事業
- ・高度浄水施設等整備事業
- ・水道水質管理対策事業
- ・直結給水推進事業

個別目標 3 安定給水対策・災害対策等の充実を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 2-1 に係る指標 6 及び 7 と同じ

【主な事務事業】

- ・水道水源開発施設整備事業
- ・ライフライン機能強化等事業

評価予定表

19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考

基本目標 II 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

施策目標 3 麻薬・覚せい剤等の乱用を防止すること

3-1 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 薬物事犯の検挙人数（一）
- 2 主な薬物の押収量（一）
- 3 小学生の保護者への普及啓発（全小学6年生の保護者に薬物乱用防止啓発読本配布／毎年度）
- 4 中学生への普及啓発（全中学1年生にMDMA、大麻、違法ドラッグ乱用防止啓発読本配布／毎年度）

個別目標 1 麻薬・覚せい剤等の不正流通の遮断を推進するとともに、医療用麻薬の適正な流通を確保すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・麻薬業務所等への立入検査件数（一）

【主な事務事業】

- ・麻薬取締事業
- ・麻薬・覚せい剤原料不正流通防止対策事業
- ・あへん供給確保事業

個別目標 2 麻薬・覚せい剤等の乱用防止を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 3-1 に係る指標3及び4と同じ
- ・未成年者の主な薬物事犯検挙人数（一）

【主な事務事業】

- ・広報啓発事業
- ・再乱用対策事業

個別目標 3 違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）の取締りを推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・指定薬物又はその疑いがある物品を発見した場合において、これらの物を製造・輸入・販売等した者に対する立入検査件数（一）
- ・違法ドラッグ成分が確認されてから指定薬物として指定するまでの平均期間（6ヶ月以内／毎年度）

【主な事務事業】

- ・違法ドラッグ対策事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	実績	モニ	実績

備考

基本目標 II 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

施策目標 4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること

施策目標 1 化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 毒物及び劇物取締法違反の改善確認率（前年度以上／毎年度）
- 2 高生産既存化学物質国際安全性点検実施率（化学物質（96物質）の安全性点検の実施：100%/2010年、かつ、前年度以上／毎年度）
- 3 家庭用品試買等試験検査における違反率（1.0%以下／毎年度）

個別目標 1 毒物・劇物の適正な管理を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 4-1 に係る指標 1 と同じ

【主な事務事業】

- ・毒物劇物指定調査
- ・毒物劇物流通・保管・管理対策推進事業

個別目標 2 化学物質の毒性について評価し、適正な管理を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 4-1 に係る指標 2 と同じ

【主な事務事業】

- ・難分解性物質に関するスクリーニング毒性等の調査
- ・化学物質情報基盤システムの管理

個別目標 3 家庭用品等身の回りの化学物質の安全性を確保すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 4-1 に係る指標 3 と同じ

【主な事務事業】

- ・家庭用品規制基準の設定
- ・家庭用品情報収集調査
- ・家庭用品健康損害防止対策事業

評価予定表

19 モニ	20 実績	21 モニ	22 実績	23 総合
----------	----------	----------	----------	----------

備考

- ・平成22年度に実施する総合評価「高生産量既存化学物質の安全性点検事業」（仮称）の評価結果の政策への反映状況を、併せて作成予定。

施策目標 5 生活衛生の向上・推進を図ること

5-1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 振興計画の認定件数（前年度以上／毎年度）
- 2 標準営業約款登録施設数（前年度以上／毎年度）
- 3 建築物環境衛生管理基準への不適合率（前年度以下／毎年度）

個別目標 1 生活衛生関係営業における衛生水準の確保及び振興を図ること

【主な事務事業】

- ・標準営業約款普及啓発事業費

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 5-1 に係る指標 1 及び 2 と同じ

個別目標 2 建築衛生の改善及び向上等を図ること

【主な事務事業】

- ・建築物環境衛生管理対策費

評価予定表

19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策目標1 労働条件の確保・改善を図ること

1-1 労働条件の確保・改善を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 定期監督等の実施件数（-）
- 2 市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合（80%以上／毎年）
- 3 中小企業労働契約支援事業を活用した利用者数（9,400人以上／平成20年度）；中小企業労働契約改善事業を活用した利用者数（9,400人以上／平成21年度）

個別目標1 労働条件の確保・改善を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・是正勧告件数（-）
- ・賃金不払い残業で指導を行い、是正され支払われた金額（-）

【主な事務事業】

- ・法定労働基準の確保を図るための監督指導
- ・重大悪質な労働基準関係法令違反に対する司法処分

個別目標2 最低賃金制度の適正な運営を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標1-1に係る指標2と同じ

【主な事務事業】

- ・最低賃金制度推進事業

個別目標3 労働契約に係るルールの明確化を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標1-1に係る指標3と同じ

【主な事務事業】

- ・中小企業労働契約改善事業

評価予定表

19	20	21	22	23
実績 総合 FU 【重】	モニ	実績	モニ	実績

備考

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること

2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 労働災害による死亡者数（平成19年と比して20%以上減少させること／平成24年、かつ、平成19年と比して減少させること／平成20年度・21年度）
 - 2 休業4日以上の死傷者数（平成19年と比して15%以上減少させること／平成24年、かつ、平成19年と比して減少させること／平成20年度・21年度）
 - 3 定期健康診断における有所見率（増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること／平成24年）
- ※ 1～3は、第11次労働災害防止計画の目標（平成20～24年度）

個別目標1 重篤な労働災害を防止するための対策の充実を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・機械設備による労働災害件数（平成19年と比して減少させること／平成24年、かつ、平成19年と比して減少させること／平成20年度・21年度）
- ・墜落・転落による死亡者数（平成19年と比して減少させること／平成24年、かつ、平成19年と比して減少させること／平成20年度・21年度）
- ・化学物質に係る業務上疾病者数（平成19年と比して減少させること／平成24年、かつ、平成19年と比して減少させる／平成20年度・21年度）
- ・メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所割合（50%/平成24年）

【主な事務事業】

- ・建設業における総合的労働災害防止対策推進事業
- ・労働者の健康の保持増進対策事業
- ・安全衛生基準の確保を図るために監督指導及び個別指導
- ・過重労働による健康障害防止のための自主的改善事業
- ・働き方改革トータルプロジェクトの推進事業

個別目標2 労働災害全体を減少させるためのリスク低減対策

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・危険性又は有害性等の調査の実施率（平成20年と比して増加させること／平成24年、かつ、平成20年と比して増加させること／平成20年度・21年度）

【主な事務事業】

- ・中小規模事業場を対象とした危険性又は有害性等の調査普及促進等事業
- ・化学物質管理の支援体制の整備

評価予定表

19 実績 総合 (総合 FU を含む) 【重】	20 モニ	21 実績	22 モニ	23 実績

備考

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策目標3 労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること

3-1 迅速かつ適正な労災保険給付を行い、被災労働者等の保護を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 障害（補償）年金の請求から支給決定までの所要日数（前年度以下／毎年度）
 2 遺族（補償）年金の請求から支給決定までの所要日数（前年度以下／前年度）

個別目標1 医学的に判断が難しい等により労災保険給付の決定に長期間を要している事案の解消を図ること

【主な事務事業】

- ・労災保険給付

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・医学的に判断が難しい等により労災保険給付の決定に長期間を要している事案数（前年度以下／毎年度）

評価予定表

19	20	21	22	23
実績	モニ	実績	モニ	実績

備考

3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 社会復帰促進等事業において成果目標を達成した事業の割合（前年度以上／毎年度）

個別目標1 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること

【主な事務事業】

- ・義肢等補装具支給の事業
- ・アフターケア実施の事業
- ・未払賃金の立替払事業

評価予定表

19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策目標4 勤労者生活の充実を図ること

4-1 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合（前年以上／毎年）
- 2 週労働時間60時間以上の雇用者の割合（前年以下／毎年）
- 3 年次有給休暇取得率（前年以上／毎年）

個別目標1 労働時間等の設定改善に向けた取組を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標4-1に係る指標1～3と同じ
- ・30歳代男性の週労働時間60時間以上の就業者の割合（前年以下／毎年）

【主な事務事業】

- ・労働時間等設定改善援助事業
- ・労働時間等設定改善推進助成金
- ・職場意識改善助成金

個別目標2 仕事と生活の調和に係る社会的気運を醸成すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標4-1に係る指標1～3と同じ

【主な事務事業】

- ・仕事と生活の調和推進プロジェクト
- ・仕事と生活の調和推進会議の開催

個別目標3 多様な働き方に対応した労働環境等を整備すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・特別な休暇制度普及率（前年以上／毎年）
- ・テレワーカー比率（20%/平成22年）

【主な事務事業】

- ・特別な休暇制度普及促進事業
- ・テレワークの普及促進等対策

評価予定表				
19 実績 【重】	20 モニ 総合 【重】	21 実績 【重】	22 モニ	23 実績

備考

- ・平成21年度重点評価課題10
少子化社会対策に関連する仕事と生活の調和の実現に向けた取組
- ・施策目標4-1に係る指標は、「仕事と生活の調和推進のための行動指針（平成19年12月、ワーク・ライフ・バランス官民トップ会議決定）」に掲げられたものを踏襲。なお、同指針においては、指標1～3について、それぞれ以下のように中長期的な数値目標（各主体の取組が進んだ場合の社会全体の目標値）が掲げられている。（いずれも、現状→5年後→10年後）
 - 1：41.5%→60%→全ての企業で実施
 - 2：10.8%→2割減→半減
 - 3：46.6%→60%→完全取得

4-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 中小企業退職金共済制度における新規加入被共済者数（400, 600人以上／平成20年度・21年度）
- 2 勤労者財産形成融資の利用件数（前年度以上／毎年度）
- 3 全労働金庫に対する検査実施率（50%以上／毎年度）

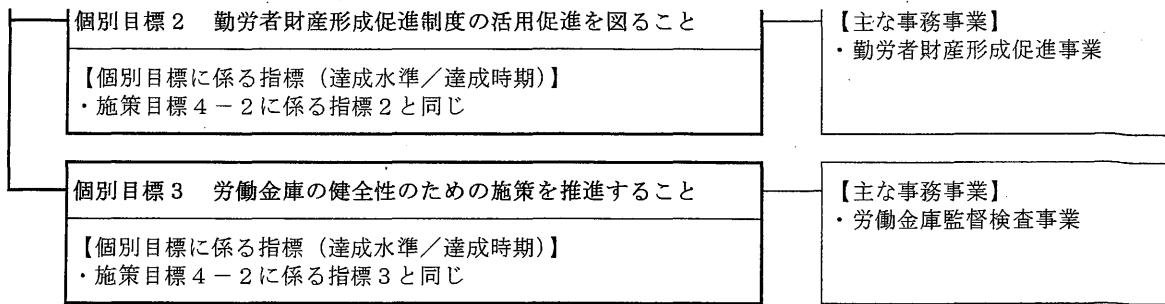
個別目標1 中小企業退職金共済制度の普及促進等を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標4-2に係る指標1と同じ

【主な事務事業】

- ・中小企業退職金共済事業



評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策目標 6 安定した労使関係等の形成を促進すること

6-1 労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集団的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに集団的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

1 労使関係が「安定的に維持されている」と認識している当事者の割合（労働組合の50%以上／平成20年度）（事業所の50%以上／平成21年度）

個別目標 1 集団的労使関係法制の普及啓発を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

・施策目標 6-1 に係る指標 1 と同じ

【主な事務事業】

・国際労働関係事業

個別目標 2 不当労働行為事件を迅速かつ的確に解決・処理すること

【主な事務事業】

・不当労働行為事件の審査

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・新規申立事件の終結までの平均処理日数（※）（1年6か月以内／毎年）
- ・申立てから1年6か月以上係属している事件数（※）（0件／平成22年末）

※労働組合法第27条の18に基づく「審査の期間の目標」として、
 ①新規申立事件については1年6か月以内のできる限り短期間に終結させるとともに、②長期滞留事件（平成19年末において1年6か月以上係属している事件）については、平成22年末までに当事者の理解と協力の下にできる限り解消を図ることとしており、上記指標はこれに基づく目標である。

個別目標 3 労使紛争を早期かつ適切に解決すること

【主な事務事業】

・労働争議のあっせん、調停及び仲裁

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策目標 7 個別労働紛争の解決の促進を図ること

7-1 個別労働紛争の解決の促進を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 助言・指導手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のものの割合（90%以上／毎年）
- 2 あっせん手続終了件数に占める処理期間2ヶ月以内のものの割合（90%以上／毎年）

個別目標 1 個別労働紛争の解決の促進を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標 7-1 に係る指標 1 及び 2 と同じ

【主な事務事業】

- ・個別労働紛争対策の推進

評価予定表

19	20	21	22	23
実績	モニ	実績	モニ	実績

備考

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策目標 8 労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること

8-1 労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

1 労働保険料等収納率（前年度以上／毎年度）

個別目標 1 労働保険の適用対象事業場の適正把握・適用促進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

・労働保険適用事業場数（前年度以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・未加入事業場適用促進事業
- ・労働保険加入促進業務委託事業

個別目標 2 労働保険料等の適正徴収を確保すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

・施策目標 8-1 に係る指標 1 同じ

【主な事務事業】

- ・保険料算定基礎調査
- ・滞納整理の実施

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考

基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策目標1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること

1-1 公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 公共職業安定所の求職者の就職率（常用）（31%以上／平成20年度）（25%以上／平成21年度）
- 2 雇用保険受給資格者の早期再就職割合（31%以上／平成20年度）（24%以上／平成21年度）
- 3 公共職業安定所の求人の充足率（常用）（22%以上／平成20年度）（27%以上／平成21年度）
- 3・4 職業安定法第5条の3（労働条件等の明示）の違反率（前年度より1ポイント以上減少／平成20・21年度）
- 4・5 職業安定法第32条の15（帳簿の備付け）の違反率（前年度より1ポイント以上減少／平成20・21年度）
- 6 労働者派遣事業アドバイザーの相談により解決した苦情等の処理件数（前年度以上／平成20・21年度）
- 7 しごと情報ネットの利用者がこれを通じて求人情報に応募するなど具体的行動を起こした割合（35%以上／平成20・21年度）

個別目標1 公共職業安定所における労働力需給調整機能を強化すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標1-1に係る指標1と同じ
- ・正社員求人割合（44%以上／平成20年度）（47%以上／平成21年度）
- ・就職支援プログラム対象者の就職率（73%以上／平成20・21年度）
- ・就職実現プラン対象者の就職率（65%以上／平成20・21年度）

【主な事務事業】

- ・正社員就職増大対策
- ・就職支援プログラム事業
- ・再チャレンジプランナー事業

個別目標2 労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営を確保すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標1-1に係る指標4、5及び6と同じ
- ・職業紹介事業の定期指導監督件数（-）
- ・労働者派遣事業に係る指導監督実施件数（-）

【主な事務事業】

- ・職業紹介事業指導援助事業
- ・労働者派遣事業雇用管理等援助事業

個別目標3 官民の連携により労働力需給調整機能を強化すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標1-1に係る指標7と同じ

【主な事務事業】

- ・しごと情報ネット事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績 総合 FU 【重】	実績 【重】	実績 【重】	実績	実績

備考

- ・平成21年度重点評価課題11
労働者派遣制度の見直し

施策目標2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること

2-1 地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 受給資格者創業支援助成金の支給を受けた事業主が法人等を設立し雇用保険適用事業所となった日から1年経過後に雇用している
 - ①平均労働者数（2人以上／平成20・21年度）
 - ②事業継続割合（95%以上／平成20・21年度）
- 2 中小企業人材確保推進事業助成金の支給を受けた事業協同組合等の構成中小企業者の本事業終了時における平均

- 求人充足率（22%以上／平成20・21年度）
 3雇用調整助成金利用事業所のうち保険関係消滅事業所に対して支給した額（利用事業所の総支給額の10%以下／平成20・21年度）
 4求職活動等支援給付金に係る離職後3か月以内の就職率（34%以上／平成20・21年度）

<p>個別目標1 創業・新分野進出等における雇用創出に係る支援を図ること</p> <p>【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策目標2-1に係る指標1と同じ ・中小企業基盤人材確保助成金の支給終了後、新たに雇用された人数の平均（3人以上（助成金を上乗せしている雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域は3・5人以上）／平成20・21年度） 	<p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給資格者創業支援助成金 ・中小企業基盤人材確保助成金 ・地域雇用開発助成金（地域再生中小企業創業助成金）
<p>個別目標2 中小企業等の雇用管理の改善に係る支援を図ること</p> <p>【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策目標2-1に係る指標2と同じ ・中小企業雇用創出等能力開発助成金の対象となった従業員が受けた職業能力開発検定等（訓練に密接に関連するものに限る。）の合格率（50%以上／平成20・21年度） 	<p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業人材確保推進事業助成金 ・中小企業雇用創出等能力開発助成金 ・中小企業人材能力発揮奨励金 ・中小企業雇用安定化奨励金
<p>個別目標3 事業活動の縮小等を余儀なくされた事業所の失業者の発生を予防すること</p> <p>【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策目標2-1に係る指標3と同じ ・（財）産業雇用安定センターにおける出向・移籍の成立率（43%以上／平成20年度） 	<p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用調整助成金（雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金） ・（財）産業雇用安定センターにおける出向・移籍支援事業
<p>個別目標4 離職を余儀なくされる者に対する再就職を援助・促進すること</p> <p>【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策目標2-1に係る指標4と同じ ・再就職支援給付金の支給を受けた事業所が、再就職支援を委託した人数のうち、早期再就職が実現した人数の割合（20%以上／平成20・21年度） 	<p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再就職援助計画作成・指導事業 ・労働移動支援助成金（求職活動等支援給付金） ・労働移動支援助成金（再就職支援給付金） ・緊急雇用創出事業
<p>個別目標5 雇用失業情勢の厳しい地域や農林業等の分野における雇用改善・促進等及び介護の分野における雇用管理の改善等を図ること</p> <p>【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域雇用創造推進事業の利用求職者等の就職件数（地域雇用創造推進事業を実施した地域の実績が、各協議会において年度ごとに設定した目標数を上回る／平成20・21年度） ・ワントップサービスにおいて能力開発や従業員の雇用等について相談等を行った建設事業主等のうち、当該相談等を受けて教育訓練及び労働移動、人材確保対策の推進等の相談に対する具体的な措置（教育訓練の受講促進、雇用管理改善措置の実施、事業主都合解雇の防止等）を1年内に講じた事業主等の割合（80%以上／平成20・21年度） ・建設教育訓練助成金の助成対象となった技能実習を行った者のうち、訓練後、技能検定を受検した者の合格率（80%以上／平成20・21年度） ・港湾労働者派遣事業において、派遣可能労働者の派遣のあっせんを行うことによる派遣成立の割合（80%以上／平成20・21年度） ・職業講習会を経て、林業事業体共同説明会に参加した者の就職率（19%以上／平成20年度） ・介護基盤人材確保助成金を受給したことにより、当該事業所における雇用管理改善の取組みが向上した事業主の割合（85%） 	<p>【主な事務事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと雇用再生特別交付金 ・地域雇用創造推進事業 ・地域雇用創造実現事業 ・雇用創造先導的創業等奨励金 ・通年雇用奨励金 ・建設雇用改善助成金事業 ・建設労働者雇用安定支援事業 ・港湾労働者派遣事業 ・林業雇用改善推進事業 ・林業就業支援事業 ・農林業等就職促進支援事業 ・介護基盤人材確保助成金事業 ・介護雇用管理助成金事業 ・雇用管理改善等援助事業

以上／平成20年度)

- ・介護雇用管理助成金がなければ新たに雇用管理改善措置を講じることが困難であった事業主の割合(85%以上／平成20年度)

評価予定表

19 実績 総合 FU 【重】	20 実績 【重】	21 実績 【重】	22 モニ	23 実績

備考

- ・平成21年度重点評価課題12
建設業の新分野進出促進支援
農林業に関する情報の提供
- ・平成21年度重点評価課題20
介護労働者の待遇の改善

施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること

3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 65歳以上定年企業等の割合(46%以上／平成20年度)(48%以上／平成21年度)
- 2 公共職業安定所における就職率(障害者)(18%以上／平成20年度)(前年度以上／平成21年度)
- 3 フリーター数(170万人／平成22(2010)年)
- 4 特定求職者雇用開発助成金支給対象者の事業主都合離職割合(当該助成金支給後の事業主都合離職割合が対象ではない者の事業主都合離職割合以下／平成20・21年度)

個別目標1 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標3-1に係る指標1と同じ
- ・中高年齢者トライアル雇用事業の常用雇用移行率(75%以上／平成20・21年度)
- ・シルバー人材センター事業における就業率(80%以上／平成20年度)

【主な事務事業】

- ・高年齢者雇用確保措置の導入促進に係る指導
- ・定年引上げ等奨励金
- ・「70歳まで働く企業」推進プロジェクト
- ・高年齢者雇用基盤整備事業
- ・求職活動支援書制度
- ・中高年齢者トライアル雇用事業
- ・地域団塊世代雇用支援事業
- ・シルバー人材センター事業
- ・高年齢者等共同就業機会創出助成金

個別目標2 障害者に対するきめ細かな相談、職業紹介等を実施することを通じて雇用の安定及び促進を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標3-1に係る指標2と同じ
- ・障害者法定雇用率達成企業割合(前年度以上／平成20・21年度)
- ・障害者トライアル雇用事業の常用雇用移行率(80%以上／平成20・21年度)
- ・障害者就業・生活支援センター事業における就職件数(5,100件以上／平成20年度)

【主な事務事業】

- ・障害者に対するきめ細かな職業相談・職業紹介
- ・障害者試行雇用事業(トライアル雇用事業)
- ・職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業
- ・民間企業に対する障害者雇用率達成指導
- ・障害者就業・生活支援センター事業
- ・精神障害者の特性に応じた支援策の充実・強化

個別目標3 若年者の雇用の安定・促進を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・新規高卒者の就職内定率(前年度以上／平成20年度)(93%以上・平成21年度)
- ・ハローワークにおけるフリーター常用雇用者数(22.7万人以上／平成20・21年度)
- ・若年者等トライアル雇用事業の常用雇用移行率(80%以上／平成20・21年度)

【主な事務事業】

- ・高卒就職ジョブサポーターによる就職支援
- ・フリーター常用就職支援事業
- ・若年者等試行雇用事業

個別目標4 就職困難者等の円滑な就職等を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標3-1に係る指標4と同じ
- ・生活保護受給者等就労支援事業における支援対象者数に占める就職者数の割合（57%以上／平成20年度）（60%以上／平成21年度）
- ・ホームレス就業支援事業による就業者数（1,225人以上／平成20年度）（982人以上／平成21年度）
- ・日系人就職促進ナビゲーターの支援による日系人求職者の就職率（36%以上／平成20年度）
- ・留学生の就職人数（330人以上／平成20年度）

【主な事務事業】

- ・特定求職者雇用開発助成金
- ・生活保護受給者等就労支援事業
- ・ホームレス就業支援事業
- ・日系人就職促進ナビゲーターによる日系人求職者の安定した就労の支援
- ・外国人雇用サービスセンターを中心とした留学生を始めとする専門的・技術的分野の外国人の就職支援

評価予定表

19 実績 【重】	20 モニ 総合 【重】	21 実績 【重】	22 モニ	23 実績

備考

- ・平成21年度重点評価課題10
少子化社会対策に関する仕事と生活の調和の実現に向けた取組
※ 本施策目標に関連する施策のうち、重点評価課題1
3「若年者雇用対策」として評価を行う。
- ・平成21年度重点評価課題13
若年者雇用対策
年長フリーター対策、内定取消
- ・平成19年度に実施した総合評価「障害者雇用促進法に基づく障害者雇用対策の見直し」の評価結果の政策への反映状況を併せて作成予定。
- ・平成20年度に実施した総合評価「若年者雇用対策」の評価結果の政策への反映状況を併せて作成予定。

施策目標4 求職活動中の生活の保障等を行うこと

4-1 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1雇用のセーフティネットとしての役割を果たしつつ制度の安定的運営を確保すること
収支差（-）
積立金（-）
- 2不正受給の件数（前年度以下／平成20・21年度）

個別目標1 セーフティネットとして財政が安定していること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・雇用のセーフティネットとしての役割を果たしつつ制度の安定的運営を確保すること
収支差（-）
積立金（-）

【主な事務事業】

- ・雇用保険の各種給付に関する事務
- ・雇用保険の適用に関する事務

個別目標2 雇用保険の給付を適正に行うこと

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・不正受給の件数（前年度以下／平成20・21年度）

【主な事務事業】

- ・雇用保険の各種給付に関する事務
- ・雇用保険の適用に関する事務

評価予定表

19 モニ	20 実績	21 実績 【重】	22 実績	23 実績

備考

- ・平成21年度重点評価課題14
雇用保険の適用範囲の拡大
雇用保険料率の引き下げ

基本目標V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること

施策目標1 多様な職業能力開発の機会を確保すること

1-1 多様な職業能力開発の機会を確保すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 公共職業訓練（離職者訓練・委託訓練）の修了者における就職率（65%以上／平成20、21年度）
- 2 公共職業訓練（離職者訓練・施設内訓練）の修了者における就職率（80%以上／平成20、21年度）

個別目標1 ジョブ・カード制度を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・委託訓練活用型デュアルシステムの修了者における就職率（70%以上／平成20年度、70%以上／平成21年度）

【主な事務事業】

- ・「ジョブ・カード制度」普及促進事業の実施

個別目標2 事業主等が実施する職業能力開発施策に対して支援を行うこと

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・キャリア形成促進助成金事業において、助成措置の対象となつた従業員が受けた職業能力検定等（訓練に密接に関連するものに限る。）の合格率（50%以上／平成20、21年度）
- ・職業能力評価基準の活用によって企業内的人事評価制度や研修体系、従業員の募集採用活動が改善された（改善される見込み）という企業等の割合（80%以上／平成20、21年度）

【主な事務事業】

- ・キャリア形成促進助成金事業
- ・幅広い職種を対象とした職務分析に基づいた包括的な職業能力評価制度等の整備
- ・職業能力習得支援制度推進事業

個別目標3 公共職業能力開発を充実すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標1-1に係る指標1及び2と同じ
- ・公共職業訓練（離職者訓練）の受講者数（150,000人以上／平成20年度）（190,000人以上／平成21年度）
- ・公共職業訓練（学卒者訓練）の修了者における就職率（95%以上／平成20、21年度）
- ・公共職業訓練（在職者訓練）の修了者における満足度（80%以上／平成20、21年度）

【主な事務事業】

- ・離職者訓練の実施
- ・学卒者訓練の実施
- ・在職者訓練の実施

**個別目標4 キャリア・コンサルティング環境を整備すること
キャリア形成支援体制の整備**

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・就職又は転職を希望する者のうち、キャリア・コンサルティング実施から3か月経過した時点で、就職した又は転職した並びに職業能力の開発及び向上の推進が図られた（教育訓練講座等を受講した等）者の割合（80%以上／平成20、21年度）
- ・サービスセンターの支援後、企業内キャリア形成支援が促進された（職業能力開発推進者の選任、事業内計画の作成等がなされた）割合（80%以上／平成20、21年度）

【主な事務事業】

- ・キャリア支援企業等育成事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績 【重】	実績 【重】	モニ	実績

備考：

- ・平成21年度重点評価課題15
職業訓練の民間委託

施策目標2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること

2-1 若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
1 委託訓練活用型デュアルシステム（若年者）の修了者における就職率（75%以上／平成20年度）

個別目標1 職業キャリアの段階に応じた支援を充実すること**【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】**

- ・施策目標2-1に係る指標1と同じ
- ・「実践型人材養成システム」の訓練生の訓練修了3ヶ月後におけるOJT実施企業への定着率（80%以上／平成21年度）
- ・若者自立塾の卒塾後6か月経過後の就労率（70%以上／平成20, 21年度）
- ・地域若者サポートステーションの利用開始から6か月後の時点で、
 ①就職した、求職活動を開始した等、より就職に結びつく方向に変化した者の割合
 ②就職等進路決定者の割合
 （①60%以上②30%以上／平成20, 21年度）
- ・地域若者サポートステーションの延べ来所者数（23万人以上／平成20年度）（29万人以上／平成21年度）

【主な事務事業】

- ・「実践型人材養成システム」普及のための地域モデル事業
- ・委託訓練活用型デュアルシステムの普実施
- ・若者自立塾事業
- ・地域若者サポートステーション事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績 【重】	モニ 総合 【重】	実績 【重】	モニ	実績

備考

- ・平成21年度重点評価課題10
 少子化社会対策に関する仕事と生活の調和の実現に向けた取組
 ※ 本施策目標に関連する施策のうちについては、重点評価課題13「若年者雇用対策」として評価を行う。
- ・平成21年度重点評価課題13
 若年者雇用対策
- ・平成20年度に実施した総合評価「若年者雇用対策」の評価結果の政策への反映状況を、併せて作成予定。
- ・個別目標1の「実践型人材養成システム」は、平成21年度までの3年間でモデル事業の成果を参考に全国へ普及させることとしていることから、平成22年度から評価を行う。

2-2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をすること**【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】**

- 1 障害者職業能力開発校の修了者における就職率（60%以上／平成20、21年度）

個別目標1 障害者への支援を図ること**【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】**

- ・施策目標2-2に係る指標1と同じ
- ・障害者の委託訓練修了者における就職率（44%以上／平成20年度）、（46%／平成21年度）

【主な事務事業】

- ・障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施
- ・障害者職業能力開発校の運営

個別目標2 母子家庭の母等への支援を図ること**【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】**

- ・母子家庭の母等の職業的自立促進事業の修了者における就職率（70%以上／平成20年度）、（73%以上／平成21年度）

【主な事務事業】

- ・母子家庭の母等の職業的自立促進事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績 【重】	モニ	モニ	モニ	実績

備考**施策目標3 「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること**

3-1 技能継承・振興のための施策を推進すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

13級技能検定の受験者数（前年度実績（159,606人）以上／平成20、21年度）

個別目標1 技能継承・振興のための施策を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標3-1に係る指標1と同じ
- ・第45回技能五輪全国大会の来場者のうち、若年者層において将来のキャリア形成に向けた職業能力の習得や技能検定の受検等を予定する割合（80%以上／平成20、21年度）
- ・技能継承等支援センター利用後に、企業内における技能継承計画の策定や技能継承のためのOJTの開始等、技能継承に関する取組みを始めた企業の割合（80%以上／平成20、21年度）

【主な事務事業】

- ・「ものづくり立国」の推進
- ・技能啓発等推進事業
- ・熟練技能の継承・発展のための支援事業

評価予定表

19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考

基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てるなど可能にする社会づくりを推進すること

施策目標1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること

1-1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 役職者に占める女性の割合（前年以上／毎年）
- 2 育児休業取得率（男性：5%以上／平成24年 10%／平成29年かつ前年以上／毎年、女性：80%以上／平成24年、80%以上／平成29年）
- 3 第1子出産前後の女性の継続就業率（45%以上／平成24年、55%以上／平成29年）

個別目標1 男女雇用機会均等の確保に係る法令の履行を確保し、男女が能力を発揮するための就業環境を整備すること

【主な事務事業】

- ・制度是正指導強化事業
- ・紛争解決援助事業
- ・ポジティブ・アクション普及啓発事業
- ・セクシュアルハラスメント対策普及啓発事業
- ・女性と仕事総合支援事業
- ・メンター紹介サービス事業
- ・女性起業家育成支援事業

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標1-1に係る指標1と同じ
- ・機会均等推進責任者を選任している事業所のうちポジティブアクションに取り組む事業所の割合（85%以上／毎年度）
- ・労働局雇用均等室が実施した男女雇用機会均等法に基づく指導の是正割合（80%以上／毎年度）

個別目標2 育児・介護を行う労働者が仕事と家庭を両立しやすい雇用環境を整備すること

【主な事務事業】

- ・育児・介護休業法対策推進費
- ・安心して働き続けられる職場環境整備推進事業
- ・一般事業主行動計画策定・実施促進事業
- ・中小企業子育て支援助成金
- ・両立支援レベルアップ助成金
- ・育児休業取得促進等助成金
- ・働き続けやすい企業普及事業
- ・緊急サポートネットワーク事業
- ・再就職希望者支援事業

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標1-1に係る指標2と同じ
- ・育児休業を就業規則に規定している企業の割合（100%／平成21年度）
- ・一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合（大企業：100%／平成21年度、中小企業：25%以上／平成21年度）
- ・6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間（1時間45分以上／平成24年、2時間30分以上／平成29年）
- ・再就職希望者支援事業の登録後1年内に具体的な求職活動を始める人の割合（70%以上／平成20年度、平成21年度）

個別目標3 パートタイム労働者と正社員との均衡待遇を確保する等多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること

【主な事務事業】

- ・短時間労働者均衡待遇啓発事業
- ・短時間労働者均衡待遇推進等助成金
- ・短時間正社員制度導入推進事業
- ・在宅就業者支援事業

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・労働局雇用均等室が実施したパートタイム労働法に基づく助言・指導による是正率（80%以上／毎年度）
- ・短時間勤務を選択できる事業所の割合（10%以上／平成24年）

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績 【重】	モニ 総合 【重】	実績 【重】	総合 ※ モニ	実績

備考

- ・平成21年度重点評価課題10 少子化社会対策に関する仕事と生活の調和の実現に向けた取組
- ・平成20年度に実施した総合評価「少子化社会対策に関する仕事と生活の調和の実現に向けた取組」の評価結果の政策への反映状況を併せて作成予定。
- ・総合評価は、「子ども・子育て応援プラン」における「今後5年間の目標」の実績を測定しうる平成22年度において実施するものとする。ただし、当該実施時期は、その後の少子化対策に関する進捗状況、検討状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること

施策目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること

2-1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 地域における子育て支援の拠点整備か所数（全国の中学校区数の6割（6,000か所）以上／平成21年度）
- 2 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施市町村割合（100%／平成21年度）
- 3 養育支援訪問事業の実施市町村割合（前年度以上／毎年度）
- 4 ファミリー・サポート・センターの設置箇所数（710か所以上／平成21年度）
- 5 ショートステイ事業実施施設か所数（870か所以上／平成21年度）
- 6 トワイライトステイ事業実施施設か所数（560か所以上／平成21年度）
- 7 要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）の設置市町村割合（100%／平成21年度）

個別目標1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標2-1に係る指標1～7と同じ

【主な事務事業】

- ・地域子育て支援拠点事業
- ・生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ・育児支援家庭訪問事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・ショートステイ事業
- ・トワイライトステイ事業
- ・要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）の設置促進

評価予定表				
19 実績 【重】	20 モニ 総合 【重】	21 実績	22 総合 ※ モニ	23 実績

備考

- ・平成21年度重点評価課題16
少子化社会対策に関連する子育て支援サービス
- ・平成20年度に実施した総合評価「少子化社会対策に関連する子育て支援サービス」の評価結果の政策への反映状況を、併せて作成予定。
- ・総合評価は、「子ども・子育て応援プラン」における「今後5年間の目標」の実績を測定しうる平成22年度において実施するものとする。ただし、当該実施時期は、その後の少子化対策に関する進捗状況、検討状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

2-2 児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 放課後児童クラブの提供割合（対象児童の32%に提供／平成22年度）かつ前年以上←20, 21年分
- 2 児童ふれあい交流促進事業の実施か所数の増加（増加／平成21年度）

個別目標1 放課後児童クラブの登録児童数を拡大すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標2-2に係る指標1と同じ

【主な事務事業】

- ・放課後児童健全育成事業
- ・児童厚生施設等整備
- ・放課後子ども環境整備等事業

個別目標2 中・高校生等と乳幼児のふれあう機会を確保すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標2-2に係る指標2と同じ

【主な事務事業】

- ・児童ふれあい交流促進事業

評価予定表

19	20	21	22	23
実績 【重】	モニ 総合 【重】	実績 総合 【重】	総合 ※ モニ	実績

備考

- 平成21年度重点評価課題16
少子化社会対策に関する子育て支援サービス
- 平成20年度に実施した総合評価「少子化社会対策に関する子育て支援サービス」の評価結果の政策への反映状況を、併せて作成予定。
- 総合評価は、「子ども・子育て応援プラン」における「今後5年間の目標」の実績を測定し、平成22年度において実施するものとする。ただし、当該実施時期は、その後の少子化対策に関する進捗状況、検討状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

2-3 保育所の受入児童数を拡大とともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

13歳未満児への保育サービス提供割合（26%/平成22年度）

個別目標1 保育所等の受入児童数を拡大すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 施策目標2-3に係る指標1と同じ
- 保育所受入児童数（215万人以上／平成21年度）
- 家庭的保育事業（保育ママ）利用児童数（前年以上／毎年）

【主な事務事業】

- 保育所等緊急整備事業
(安心こども基金)
- 保育所運営費
(予算数値/参考統計)
待機児童数

個別目標2 必要なときに利用できる多様な保育サービスを充実させること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 延長保育の実施か所数（16,200か所以上／平成21年度）
- 一時預かり事業・特定保育事業実施か所数（9,500か所以上／平成21年度）
- 病児病後児保育事業の実施か所数（1,500か所以上／平成21年度）

【主な事務事業】

- 延長保育促進事業
- 一時預かり事業・特定保育事業

個別目標3 認定こども園の普及促進を図ること

- 施策目標2-3に係る指標1と同じ
- 認定こども園認定施設数（2,000か所／平成23年度）

【主な事務事業】

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績 【重】	モニ 総合 【重】	実績 総合 【重】	総合 ※ モニ	実績

備考

- 平成21年度重点評価課題16
少子化社会対策に関する子育て支援サービス
- 平成20年度に実施した総合評価「少子化社会対策に関する子育て支援サービス」の評価結果の政策への反映状況を、併せて作成予定。
- 総合評価は、「子ども・子育て応援プラン」における「今後5年間の目標」の実績を測定し、平成22年度において実施するものとする。ただし、当該実施時期は、その後の少子化対策に関する進捗状況、検討状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること

施策目標3 子育て家庭の生活の安定を図ること

3-1 子育て家庭の生活の安定を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 出生に伴う新規認定時における出生月翌月からの支給割合（95%／平成21年度）

個別目標1 児童手当制度の適正な運営を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標3-1に係る指標1と同じ

【主な事務事業】

- ・児童手当の支給

評価予定表

19 実績 【重】	20 モニ	21 モニ	22 総合 ※ モニ	23 実績

備考

- ・総合評価は、「子ども・子育て応援プラン」における「今後5年間の目標」の実績を測定しうる平成22年度において実施するものとする。ただし、当該実施時期は、その後の少子化対策に関する進捗状況、検討状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

施策目標4 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること

4-1 児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 24時間365日体制が確保されている児童相談所を設置している都道府県・市割合（100%／平成21年度）
2 小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の設置数（845か所／平成21年度）
3 配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数（前年度以上／毎年度）

個別目標1 児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応の体制を充実すること

【主な事務事業】

- ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ・養育支援訪問事業
- ・要保護児童対策地域協議会の設置促進
- ・相談援助体制の強化

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標4-1に係る指標1と同じ
- ・要保護児童対策地域協議会又は任意設置の虐待防止ネットワークを設置している市町村割合（100%／平成21年度）
- ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施市町村割合（100%／平成21年度）
- ・養育支援訪問事業の実施市町村割合（前年度以上／毎年度）

個別目標2 虐待を受けた子どもの保護・支援のための体制を整備すること

【主な事務事業】

- ・施設の小規模化の推進
- ・心理療法担当職員の配置
- ・児童家庭支援センター運営事業

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標4-1に係る指標2と同じ
- ・児童家庭支援センターの設置数（100か所以上／平成21年度）

個別目標3 配偶者による暴力被害者等の相談、保護及び支援のための体制を整備すること

【主な事務事業】

- ・婦人相談員の設置
- ・婦人相談所一時保護所における

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標4-1に係る指標3と同じ
- ・婦人相談員の設置数（前年度以上／毎年度）

る同伴児童の対応等を行う指導員の配置

- ・婦人保護施設における夜間警備体制の強化

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績 【重】	実績 【重】	実績 【重】	総合 ※ モニ	実績

備考

・平成21年度重点評価課題17

要保護児童対策の推進

- ・総合評価は、「子ども・子育て応援プラン」における「今後5年間の目標」の実績を測定しうる平成22年度において実施するものとする。ただし、当該実施時期は、その後の少子化対策に関する進捗状況、検討状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

基本目標VI 男女がともに能力を發揮し、安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること

施策目標5 母子保健衛生対策の充実を図ること

5-1 母子保健衛生対策の充実を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

1 妊産婦死亡率の減少（前年度以下／毎年度）

個別目標1 女性及び児童への医療・健康に係る対策を充実すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標5-1に係る指標1と同じ
- ・不妊専門相談センターを設置している都道府県・市（指定都市、中核市）割合（100%/平成21年度）
- ・特定不妊治療費助成事業を実施している都道府県・市（指定都市、中核市）割合（100%/平成21年度）
- ・妊婦健診の公費負担を必要な回数（14回程度）実施している市町村の割合（100%/毎年度）

【主な事務事業】

- ・母子保健医療対策等総合支援事業
- ・妊婦健康診査臨時特例交付金

評価予定表				
19 実績	20 モニ	21 実績 【重】	22 総合 ※ モニ	23 実績

備考

- ・総合評価は、「子ども・子育て応援プラン」における「今後5年間の目標」の実績を測定しうる平成22年度において実施するものとする。ただし、当該実施時期は、その後の少子化対策に関する進捗状況、検討状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。
- ・平成21年度重点評価課題18
妊婦健診の公費負担の拡充

基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること

施策目標 6 総合的な母子家庭等の自立を図ること

6-1 母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

1 各就業支援による就業実績（前年度以上／毎年度）

- a 母子家庭等就業・自立支援センター事業
- b 母子自立支援プログラム策定事業
- c 高等技能訓練促進費事業

2 高等技能訓練促進費事業による資格取得者数（資格取得者総数1,300人以上／平成21年度）

個別目標 1 母子家庭の母等の就業等の支援を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標6-1に係る指標1及び2と同じ

【主な事務事業】

- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業
- ・母子自立支援プログラム策定等事業
- ・高等技能訓練促進費等事業
- ・児童扶養手当制度

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績 【重】	モニ	モニ	総合 ※ モニ	実績

備考

・総合評価は、「子ども・子育て応援プラン」における「今後5年間の目標」の実績を測定しうる平成22年度において実施するものとする。ただし、当該実施時期は、その後の少子化対策に関する進捗状況、検討状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

基本目標VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること

施策目標1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること

1-1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 自立支援プログラムの各年度の参加者数（前年度以上／毎年度）
 2 自立支援プログラムにより就職・増収した者の数（前年度以上／毎年度）

個別目標1 生活困窮者の自立を適切に助長し、保護を適正に実施すること

【主な事務事業】

- ・自立支援プログラム策定実施推進事業
- ・生活保護費負担金
- ・生活保護指導監査委託費

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
 ・施策目標1-1に係る指標1及び2と同じ

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	実績	実績	実績

備考

施策目標2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

2-1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 全国のホームレスの数（前年度以下／毎年度）
 2 ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉等の措置により退所した者の割合（60%以上／毎年度）
 3 福祉サービスに関する苦情受付件数に占める解決件数の割合（95%以上／毎年度）

個別目標1 ホームレスの自立を促進すること

【主な事務事業】

- ・ホームレス自立支援事業
- ・ホームレス総合相談推進事業

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
 ・施策目標2-1に係る指標1及び2と同じ

個別目標2 地域福祉を推進することにより、地域の要援護者に対する支援を促進すること

【主な事務事業】

- ・日常生活自立支援事業
- ・運営適正化委員会設置運営事業

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
 ・施策目標2-1に係る指標3と同じ
 ・地域福祉計画の策定率（前年度以上／毎年度）

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	実績	実績	実績

備考

施策目標3 災害時の被災者等に対し適切に福祉サービスを提供すること

3-1 災害に際し応急的な支援を実施すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 災害が発生又は発生するおそれが生じた場合における避難所の設置状況（100%/毎年度）
 2 被害発生から避難所設置までの時間（災害の態様に応じてできるだけ速やかに設置／毎年度）

個別目標1 災害に際し応急的な支援を実施すること

【主な事務事業】

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
・施策目標3－1に係る指標1及び2と同じ

・災害救助費等負担金

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考

施策目標4 福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること

4－1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 介護福祉士就業者数(前年度以上／毎年度)
- 2 社会福祉士就業者数(前年度以上／毎年度)

個別目標1 質の高い福祉サービスを提供する為の基盤を整備すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標4－1に係る指標1及び2と同じ
- ・第三者評価受審件数(前年度以上／毎年度)

【主な事務事業】

- ・介護福祉士等修学資金貸付事業
- ・都道府県福祉人材センター運営事業
- ・福祉サービスの第三者評価事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績	モニ	実績	モニ	実績

備考

基本目標VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること

施策目標5 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること

5-1 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

1 各種特別給付金及び特別弔慰金に係る請求期間満了から1年以内に処理した割合（100%/毎年度）

個別目標1 戦傷病者戦没者遺族等援護法等に基づく援護を迅速かつ適切に行うこと

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

・施策目標5-1に係る指標1と同じ

【主な事務事業】

- ・戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく遺族等年金の支給
- ・各種特別給付金及び特別弔慰金の支給
- ・戦傷病者特別援護法に基づく戦傷病者に対する療養の給付等の援護

個別目標2 戦傷病者、戦没者遺族等の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代に伝えること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

・昭和館の年間入場者数（前年度以上／毎年度）

・しょうけい館の年間入場者数（前年度以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・昭和館の運営
- ・しょうけい館の運営

評価予定表

19	20	21	22	23
実績	モニ	モニ	モニ	実績

備考

5-2 戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

1) 遺骨収集数（過去五年間の平均収集数以上／毎年度）

個別目標1 戦没者の遺骨の収集及びDNA鑑定による身元確認を迅速かつ適切に行うこと

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

・施策目標5-2に係る指標1と同じ

・DNA鑑定の実施（判明、否定）数（前年度と同程度／毎年度）

【主な事務事業】

- ・遺骨収集関連事業
- ・戦没者遺骨に係るDNA鑑定事業

個別目標2 旧主要戦域等において、慰霊巡拝、慰霊碑の維持管理等を適切に行うこと

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

・慰霊巡拝の実施数（前年度と同程度／毎年度）

・慰霊友好親善事業の実施数（前年度と同程度／毎年度）

・慰霊碑の維持管理等実施数（前年度と同程度／毎年度）

【主な事務事業】

- ・慰霊巡拝等の事業
- ・慰霊碑の維持管理等

評価予定表

19	20	21	22	23
モニ	実績	実績	実績	実績

備考

5-3 中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

1 地域生活支援事業の自治体の実施率（実施自治体数／支援給付を受けている中国残留邦人等が居住する自治体数）

(前年度以上／毎年度)
※自治体・・・都道府県（町村部のみ。）及び市

個別目標1 中国残留邦人等の円滑な帰国及び自立を支援すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
・施策目標5-3に係る指標1と同じ

【主な事務事業】
・帰国情費の支給等の受入援護事業
・中国帰國者自立研修センターにおける研修
・自立指導員等の派遣事業
・中国帰國者支援・交流センターにおける支援

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績	モニ	モニ	モニ	実績

備考

5-4 旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 旧陸海軍に関する人事関係資料のうちデータベース化したものの割合（100%/平成23年度）
- 2 恩給請求書を1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合（100%/毎年度）

個別目標1 旧陸海軍に関する人事資料の内容を充実させ、適切に保管すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
・施策目標5-4に係る指標1と同じ

【主な事務事業】
・人事関係資料整備事業
・ソ連抑留関係者資料整備事業

個別目標2 旧陸海軍に関する恩給請求書の進達を迅速かつ適切に行うこと

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】
・施策目標5-4に係る指標2と同じ

【主な事務事業】
・旧軍人遺族等恩給進達事務事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考

基本目標VIII 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること

施策目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること

1-1 障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

1 福祉施設入所者の地域生活への移行者数（平成17年度入所者数約14万人のうち1.9万人以上／平成23年度）
(前年度以上／平成20年度・21年度)

2 受け入れ条件が整えば退院可能な精神科病院入院患者の退院者数（平成19年度入院患者数約4.9万人のうち
3.7万人以上／平成23年度）(前年度以上／平成20年度・21年度)

3 一般就労への年間移行者数（0.9万人以上／平成23年度）

個別目標1 障害者の地域での日中活動や生活の場における支援を充実すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標1-1に係る指標1及び2と同じ

【主な事務事業】

- ・グループホーム・ケアホームの充実
- ・訪問系サービスの充実
- ・日中活動系サービスの充実
- ・相談支援事業
- ・精神障害者地域移行支援特別対策事業

個別目標2 障害者の一般就労への移行や障害者の働く場における工賃水準の引き上げを促進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標1-1に係る指標3と同じ

- ・授産施設等の平均工賃月額（平成18年度平均工賃の2倍以上／平成23年度）

【主な事務事業】

- ・就労系サービスの充実
- ・障害者就業・生活支援センター事業

評価予定表

19	20	21	22	23
実績 【重】	実績 総合 【重】	実績	モニ	実績 総合

備考

1-2 障害者の雇用を促進すること（基本目標IV施策目標3-1を参照）

基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

施策目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること

1-1 公的年金制度の持続可能性を確保すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 財政検証との乖離状況（積立金）（平成21年財政検証結果の数値以上／毎年度）
- 2 マクロ経済スライドによる給付水準調整（累積スライド調整率）（平成21年財政検証結果の数値以下／毎年度）
- 3 当局間協議新規開始国数（1カ国以上／毎年度）

個別目標1 公的年金制度について、給付と負担の均衡を適切に保つこと

（保険料収納事務等に関する評価については、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）に基づく社会保険庁の実施府評価によるものとし、年金積立金の管理及び運用に関する評価については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づく独立行政法人評価委員会が行う業務実績評価によるものとする。）

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標1-1に係る指標1及び2と同じ

【主な事務事業】

- ・年金財政検証事業
- ・公的年金各制度の財政状況の報告徴取事業

個別目標2 国際化の進展への対応を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標1-1に係る指標3と同じ

【主な事務事業】

- ・年金通算協定事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
実績 【重】	実績 【重】	実績	モニ	実績

備考

- ・平成21年度の個別目標・指標等については、平成22年1月の社会保険庁廃止に伴い、日本年金機構に指示する中期目標等と整合性を図りつつ、必要な見直しを行う予定。
- ・平成21年度からの基礎年金国庫負担割合を2分の1に引き上げるための「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」を第171回通常国会に提出した。

1-2 公的年金制度の上乗せの年金制度（企業年金等）の普及促進を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 企業年金等の加入者数（1,400万人以上／平成23年度）

個別目標1 企業年金等の普及促進を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標1-2に係る指標1と同じ

【主な事務事業】

- ・企業年金等普及促進事業

評価予定表				
19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考

- ・企業型の確定拠出年金における加入者の掛金拠出を認めること等を内容とする「企業年金制度等の整備を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」を第171回通常国会に提出した。

基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

施策目標3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること

3-1 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

1 改善した予防給付受給者及び特定高齢者の割合（前年度以上／毎年度）

2 コミュニティ・ワーク・コーディネーター（高齢者地域活動推進者）（仮称）数（300人以上／毎年度）

個別目標1 効果的な介護予防・健康づくりを推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

・施策目標3-1に係る指標1と同じ

【主な事務事業】

- ・継続的評価分析等事業
- ・地域支援事業（介護予防特定高齢者施策）
- ・介護予防市町村支援事業

個別目標2 介護予防に関する普及・啓発や自主的な地域活動の育成・支援を実施すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

・介護予防に関する講演会、相談会等への参加者数（前年度以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・地域支援事業（介護予防一般高齢者施策）

個別目標3 高齢者の社会参加・生きがいづくりのための活動を支援すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

・施策目標3-1に係る指標2と同じ

・老人クラブ加入者数（前年度以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・高齢者の社会参加・生きがいづくりの活動支援
- ・地域支援事業（任意事業）

評価予定表

19	20	21	22	23
実績 【重】	モニ	実績	モニ	実績

備考

3-2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

1 各種給付適正化事業を実施する保険者の割合（前年度以上／毎年度）

2 要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率（前年度に比べ、地域格差を縮小／毎年度）

3 介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者数の割合（前年度以上／毎年度）

4 介護サービス情報の公表事業所数（前年度以上／毎年度）

個別目標1 介護保険制度の適切な運営を図ること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

・施策目標3-2に係る指標1及び2と同じ

【主な事務事業】

- ・介護給付等費用適正化事業
- ・要介護認定適正化事業

個別目標2 必要な介護サービス量及び質を確保すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

・施策目標3-2に係る指標3及び4と同じ

・各種研修の各年度の修了者数（前年度以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
- ・地域介護・福祉空間整備推進交付金
- ・介護サービス適正実施指導事業
- ・介護支援専門員等に対する研修事業
- ・介護サービス情報の公表制度支援事業

個別目標3 認知症高齢者支援対策を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・認知症サポーター数（前年度以上／平成20年度、100万人／平成21年度）

【主な事務事業】

- ・認知症対策等総合支援事業

評価予定表

19	20	21	22	23
モニ	実績	実績 【重】	実績	実績

備考

- ・平成21年度重点評価課題20
介護労働者の処遇の改善（実績）

基本目標X

基本目標X 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること

施策目標1 國際社会への参画・貢献を行うこと

1-1 國際機関の活動への参画・協力を推進すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 プロジェクト毎に設定されている計画目標(immediate objectives)の達成状況（前プロジェクトと同程度／各プロジェクト終了時）
- 2 アジア太平洋地域就業能力計画（S K I L L S - A P）のセミナー参加者が自分の所属機関等においてセミナーの成果を政策や事業等何らかの形で活用した割合（80%／毎年度）
- 3 O E C D事業実施報告における各事業の質に対する各国評価（各国評価平均の最低値が中程度（medium）= 3以上／毎年）（2年おきに各年分を評価）

個別目標1 國際労働機関が行うディーセント・ワーク実現のための事業等に対して協力すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標1-1に係る指標1及び2と同じ

【主な事務事業】

- ・拠出金事業による技術協力事業（世界保健機関との協同事業を含む）
- ・アジア太平洋地域就業能力計画（S K I L L S - A P）に対する協力

個別目標2 世界保健機関等が行う技術協力事業に対して協力すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・主な流行性疾患への備えと対応のために、国家準備計画と標準的作業手順が設置された国数（前年以上／毎年度）

【主な事務事業】

- ・拠出金事業による技術協力事業
- ・開発途上国におけるエイズ対策の推進

個別目標3 経済開発協力機構が行う研究・分析事業に対して協力すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標1-1に係る指標3と同じ

【主な事務事業】

- ・O E C D の雇用労働社会分野の研究・分析
- ・O E C D の医療分野の研究・分析

評価予定表

19	20	21	22	23
実績	モニ	実績	モニ	実績

備考

1-2 二国間等の国際協力を推進すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- 1 A S E A N・日本社会保障ハイレベル会合開催事業参加者へのアンケート調査において「会合が有効だった」とする割合（前年と同程度／毎年度）
- 2 技能実習修了認定を受けた技能実習生の割合（95%以上／毎年）

個別目標1 開発途上国の人材養成事業等に対して協力すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

- ・施策目標1-2に係る指標1及び2と同じ

【主な事務事業】

- ・A S E A N・日本社会保障ハイレベル会合開催事業
- ・アジア開発途上国人事・労務管理者育成事業

評価予定表

19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考

基本目 X I 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること

施策目標 1 国立試験研究機関の体制を整備すること

1-1 国立試験研究機関における機関評価の適正かつ効果的な実施を確保すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

1 各機関における評価委員会の開催件数（1回以上／3年間）

個別目標 1 各機関評価の適正かつ効果的な実施のための体制を整備すること

【主な事務事業】

・各機関評価の適正かつ効果的な実施のための体制の整備

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

・施策目標 1-1 に係る指標 1と同じ

評価予定表

19	20	21	22	23
モニ	実績	モニ	実績	実績

備考

施策目標 2 研究を支援する体制を整備すること

2-1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

1 研究評価委員会の開催件数（年1回以上／毎年度）

個別目標 1 研究評価体制を整備すること

【主な事務事業】

・研究評価体制の整備

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

・施策目標 2-1 に係る指標 1と同じ

評価予定表

19	20.	21	22	23
実績 【重】	実績 【重】	実績 【重】	実績	実績

備考

・平成21年度重点評価課題21

競争的研究資金の公正・透明で効率的な配分・使用システムの活用

施策目標 3 厚生労働分野の研究開発を推進すること（※再掲）

3-1 感染症の発生・まん延の防止を図るために研究開発を推進すること（基本目標 I 施策目標 5-1 を参照）

3-2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等の研究開発を推進すること（基本目標 I 施策目標 5-2 を参照）

3-3 バイオ技術、ナノ技術等の先端技術を活用し、画期的な医薬品、医療機器等の研究開発を推進すること（基本目標 I 施策目標 9-1 を参照）

3-4 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図る研究開発を推進すること（基本目標 I 施策目標 11-2 を参照）

3-5 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するための研究開発を推進すること（基本目標 II 施策目標 1-1 を参照）

※ 再掲：基本目標 X I 施策目標 3 施策目標 1～5 は、研究開発のうち主なものを列挙したものである。

基本目標 X II 国民生活の利便性の向上に関する IT 化を推進すること

施策目標 1 電子政府推進計画を推進すること

1-1 行政分野への IT (情報通信技術) の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること

【施策目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

1 重点 21 手続のオンライン利用率（※）（70%以上／2013年度、かつ、43%以上／2008年度、47%以上／2009年度）

※オンライン利用拡大行動計画（平成20年9月12日IT戦略本部決定）に基づき、年間申請件数が多い21手続について5年間の達成目標を設定したもの

個別目標 1 利用者視点に立ったオンライン利用を促進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

・施策目標 1-1 に係る指標 1 と同じ

【主な事務事業】

- ・電子政府実現のための基盤整備

個別目標 2 全体最適を目指した業務・システム最適化を推進すること

【個別目標に係る指標（達成水準／達成時期）】

・下記※のとおり

【主な事務事業】

- ・厚生労働省ネットワーク（共通システム）最適化事業
- ・社会保険業務の業務・システム最適化事業
- ・職業安定行政関係業務の業務・システム最適化事業
- ・労災保険給付業務の業務・システム最適化事業
- ・監督・安全衛生等業務の業務・システム最適化事業
- ・労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化事業

※個別目標 2 に係る指標

	個別目標に係る指標	達成水準	達成時期
1	厚生労働省ネットワーク（共通システム）の最適化効果指標・サービス指標	削減経費 932,500千円以上 削減業務処理時間 2,250時間以上	2012年度
2	社会保険業務の最適化効果指標・サービス指標（評価については、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）に基づく社会保険庁の実施庁評価によるものとする。）	削減経費 30,000,000千円以上 削減業務処理時間 17,888,000時間以上	2011年度 2012年度
3	職業安定行政関係業務の最適化効果指標・サービス指標	削減経費 10,196,301千円以上 削減業務処理時間 616,656時間以上	2011年度
4	労災保険給付業務の最適化効果指標・サービス指標	削減経費 3,666,760千円以上 削減業務処理時間 268,248時間以上	2011年度
5	監督・安全衛生等業務の最適化効果指標・サービス指標	削減経費 1,941,680千円以上 削減業務処理時間 54,032時間以上	2009年度 2011年度
6	労働保険適用徴収業務の最適化効果指標・サービス指標	削減経費 1,676,748千円以上 削減業務処理時間 137,624時間以上	2013年度

評価予定表

19	20	21	22	23
実績事業	モニ事業	モニ事業	モニ事業	実績事業

備考

- ・個別目標 2 については、成果重視事業として事業評価を実施する。

施策目標2 医療・健康・介護・福祉分野の情報化を推進すること（再掲）

2-1 医療情報化インフラの普及のための取組みを推進すること（基本目標I 施策目標3-1を参照）

2-2 レセプトオンライン化のための取組みを推進すること（基本目標I 施策目標10-1を参照）

2-3 介護・福祉分野における情報化の取組みを推進すること（基本目標IX 施策目標3-2を参照）

評価予定表				
19	20	21	22	23
総合 FU	-	-	-	総合

備考

施策目標3 その他の政策分野における情報化を推進すること（再掲）

3-1 仕事と生活の調和を図るための情報化の取組みを推進すること（基本目標III 施策目標4-1を参照）

3-2 求人・求職情報への円滑なアクセスを図るための情報化の取組みを推進すること（基本目標IV 施策目標1-1を参照）

3-3 女性の再就職・再就業支援のための情報化の取組みを推進すること（基本目標VI 施策目標1-1を参照）

※ なお、評価書作成の際は、より適切な評価を実施する等の観点から、施策目標に係る指標、個別目標、個別目標に係る指標、主な事務事業、評価予定表及び備考欄について、追加等を行うことがある。

平成21年度事後評価実施予定表

別紙2

1 重点評価課題

	重点評価課題名	選定理由 ①施政方針演説 ②政策群 ③重要対象分野 ④主要制度改定等	関連する施策目標	評価方式	備考
1	・救急医療体制の整備	①	I-1-1	実績	
2	・医師養成数の増員 ・勤務医の過重な労働環境問題への対応	①③	I-2-1	総合・実績	
3	・ITを活用した医療の利便性向上	②	I-3-1	実績	
4	・感染症対策の充実・強化	②	I-5-1	実績	
5	・開発医療機器の審査迅速化	②	I-6-1	実績	
6	・医療研究の活用	①	I-9-1	実績	
7	・高齢者医療制度等の見直し ・レセプトの電算化及びオンライン請求の普及促進 ・出産育児一時金の見直し	①②④	I-10-1	総合・実績	
8	・健康長寿	①	I-11-2	実績	
9	・健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための「食育」の推進	②	II-1-1	実績	
10	・少子化社会対策に関する仕事と生活の調和の実現に向けた取組	②③	III-4-1 IV-3-1 V-2-1 VI-1-1	実績	IV-3-1、V-2-1 に関連する施策については、重点評価課題13 「若年者雇用対策」として評価を行う。

11	・労働者派遣制度の見直し	①	IV-1-1	実績	
12	・建設業の新分野進出促進支援 ・農林業に関する情報の提供	①②	IV-2-1	実績	
13	・若年者雇用対策 ・年長フリーター対策、内定取消	①②③	IV-3-1 V-2-1	実績	
14	・雇用保険の適用範囲の拡大 ・雇用保険料率の引き下げ	①	IV-4-1	実績	
15	・職業訓練の民間委託	②	V-1-1	実績	
16	・少子化社会対策に関する子育て支援サービス ・保育所の増加	①②③	VI-2-1 VI-2-2 VI-2-3	実績	
17	・要保護児童対策の推進	②	VI-4-1	実績	
18	・妊婦健診の公費負担の拡充	①	VI-5-1	実績	
19	・介護労働者の処遇の改善	①	IV-2-1 IX-3-2	実績	
20	・競争的研究資金の公正・透明で効率的な配分・使用システムの活用	②	X I -2-1	実績	

※ 総合評価に関しては、その他大きな制度改革等がある場合は、隨時評価を実施することとする。

2 実績評価方式による評価

※ 重点評価課題を含むものとして実績評価を実施するものについては、「(重点評価課題)」と表記。

基本目標 I 安心・信頼してかかるる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策目標1 地域において適切かつ効率的に医療を提供できる体制を整備すること

1-1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること（重点評価課題）

施策目標2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること

2-1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること（重点評価課題）

施策目標3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること

3-1 医療情報化インフラの普及を推進すること（重点評価課題）

施策目標5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること

5-1 感染症の発生・まん延の防止を図ること（重点評価課題）

施策目標6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること

6-1 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること（重点評価課題）

施策目標8 保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備をすすめること

8-1 希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること

施策目標9 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること

9-1 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること（重点評価課題）

施策目標10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること

10-1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること（重点評価課題）

施策目標11 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること

11-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること（重点評価課題）

基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

施策目標1 食品等の安全性を確保すること

1-1 食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること（重点評価課題）

施策目標3 麻薬・覚せい剤等の乱用を防止すること

3-1 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止を推進すること

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策目標1 労働条件の確保・改善を図ること

1-1 労働条件の確保・改善を図ること

施策目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること

2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること

施策目標4 勤労者生活の充実を図ること

4-1 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること（重点評価課題）

基本目標 IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策目標1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること

1-1 公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること（重点評価課題）

施策目標2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること

2-1 地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること（重点評価課題）

施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること

3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること（重点評価課題）

施策目標4 求職活動中の生活の保障等を行うこと

4-1 雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること（重点評価課題）

基本目標 V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること

施策目標1 多様な職業能力開発の機会を確保すること

1-1 多様な職業能力開発の機会を確保すること（重点評価課題）

施策目標2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること

2-1 若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること（重点評価課題）

基本目標 VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること

施策目標1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること

—1-1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること（重点評価課題）

施策目標2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること

—2-1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること（重点評価課題）

—2-2 児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること（重点評価課題）

—2-3 保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること（重点評価課題）

施策目標4 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること

—4-1 児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること（重点評価課題）

施策目標5 母子保健衛生対策の充実を図ること

—5-1 母子保健衛生対策の充実を図ること（重点評価課題）

基本目標 VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること

施策目標1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること

1-1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること

施策目標2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

2-1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

施策目標4 福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること

4-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること

施策目標5 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること

5-2 戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること

基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること

施策目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること

1-1 障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること

基本目標Ⅸ 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

施策目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること

1-1 公的年金制度の持続可能性を確保すること

施策目標3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること

3-1 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること

3-2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること（重点評価課題）

基本目標ⅩⅠ 国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること

施策目標2 研究を支援する体制を整備すること

2-1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施を確保すること（重点評価課題）

3 事業評価方式による評価

(1) 事前評価の実施後、一定期間が経過した事業

	事業名	関連する施策目標	当該事業に係る目標	備考
1	がん医療水準の均てん化促進事業	I-11-2	地域がん診療拠点病院の整備、目標値:370か所 (平成25年度)	
2	医療施設の耐震化を促進するための補助事業	I-1-1	耐震化に係る補助の交付件数	
3	女性医師バンク	I-2-1	再就業件数 女性医師バンク登録者数、目標値:2500人 再就業支援件数、目標値:200件	
4	産科診療所における助産師確保のためのモデル事業	I-2-1	研修実施都道府県数、目標値:47都道府県で研修実施	
5	看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保のためのモデル事業	I-2-1	研修実施都道府県数、目標値:47都道府県で研修実施	
6	がん医療水準均てん化の推進に向けた看護職員資質向上対策	I-2-2	研修実施都道府県数、目標値:47都道府県で研修実施	
7	歯科医師臨床研修費補助事業	I-2-2	臨床研修終了者数	

8	がん対策情報センター	I-4-1	中高年における年齢調整がん死亡率(人口10万対) の低減、目標値：平成18年度比で5—10%削減 Pホームページアクセス件数及び研修受講者数	
9	生活保護受給者等就労支援事業	IV-3-1	本事業の終了者に占める就職者の割合 本事業により支援を受けた者の数	
10	刑務所出所者等就労支援事業	IV-3-1	本事業の終了者に占める就職者の割合 本事業により支援を受けた者の数	
11	ジョブカフェ等によるきめ細かな就職支援	IV-3-1	フリーターの常用雇用化数 セミナー回数 職場体験回数 相談援助件数	
12	若者の就業をめぐる悩みに対する専門的相談体制の整備	IV-3-1	相談件数	
13	ホームレス就業支援事業	IV-3-1	就業率、目標数：30%	
14	地域における若者自立支援ネットワーク整備モデル事業	V-2-1	就労等への自立意識変化の割合 就職(訓練)等の達成数 相談援助件数 啓発事業参加者数	
15	2007年問題に直面する中小企業等への技能継承支援の展開	V-3-1	助言・情報提供件数 助成金支給件数 助成金支給金額	
16	母子保健医療対策等総合支援事業の充実	VI-5-1	小児科医師数が適正に配置された医療施設数 実施する自治体数	
17	介護予防に係る事業評価・市町村支援事業費	IX-3-1	要支援・要介護者数の増加率の減少 介護予防事業評価・市町村支援委員会の開催回数 介護予防に関する研修会の開催回数	
18	地域支援事業	IX-3-1	地域包括支援センターの設置市町村数	
19	継続的評価分析等に要する経費	IX-3-2	調査実施件数	

(2) 成果重視事業

	事業名	関連する 施策目標	期間	当該事業に係る目標	予算執行の弾力化措置				備考
					国庫債務 負担行為	繰越明拠	目の大括 り化	目間流用	
1	厚生労働省ネットワーク（共通システム）最適化事業	X II-1-1	17~24	・削減経費 932,500千円以上 ・削減業務処理時間 2,250時間以上	○				
2	社会保険業務の業務・システム最適化事業	X II-1-1	18~24	・削減経費 30,000,000千円以上 ・削減業務処理時間 17,888,000時間以上	○	○			
3	職業安定行政関係業務の業務・システム最適化事業	X II-1-1	18~23	・削減経費 10,196,301千円以上 ・削減業務処理時間 616;656時間以上	○	○			
4	労災保険給付業務の業務・システム最適化事業	X II-1-1	18~23	・削減経費 3,666,760千円以上 ・削減業務処理時間 268,248時間以上	○	○			
5	監督・安全衛生等業務の業務・システム最適化事業	X II-1-1	18~23	・削減経費 1,941,680千円以上 ・削減業務処理時間 54,032時間以上	○	○			
6	労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化事業	X II-1-1	18~25	・削減経費 1,676,748千円以上 ・削減業務処理時間 137,624時間以上	○	○			